

令和4年度 第1回酒田市障がい者施策推進協議会並びに

酒田市障がい者地域自立支援協議会 次 第

日 時：令和4年8月19日（金）14:00～

開催方法：「Zoom」を使ったWeb会議方式

1 開 会

2 健康福祉部長あいさつ

3 会長の選出

4 協 議

（1）第5期酒田市障がい者福祉計画の進捗状況について …… 7

（2）第6期酒田市障がい福祉計画・

第2期酒田市障がい児福祉計画の実績について …… 22

（3）障がい者の就労状況について ……………… 36

（4）あおぞら、かでるの支援状況について ……………… 37

（5）その他（情報交換）

5 そ の 他

6 閉 会

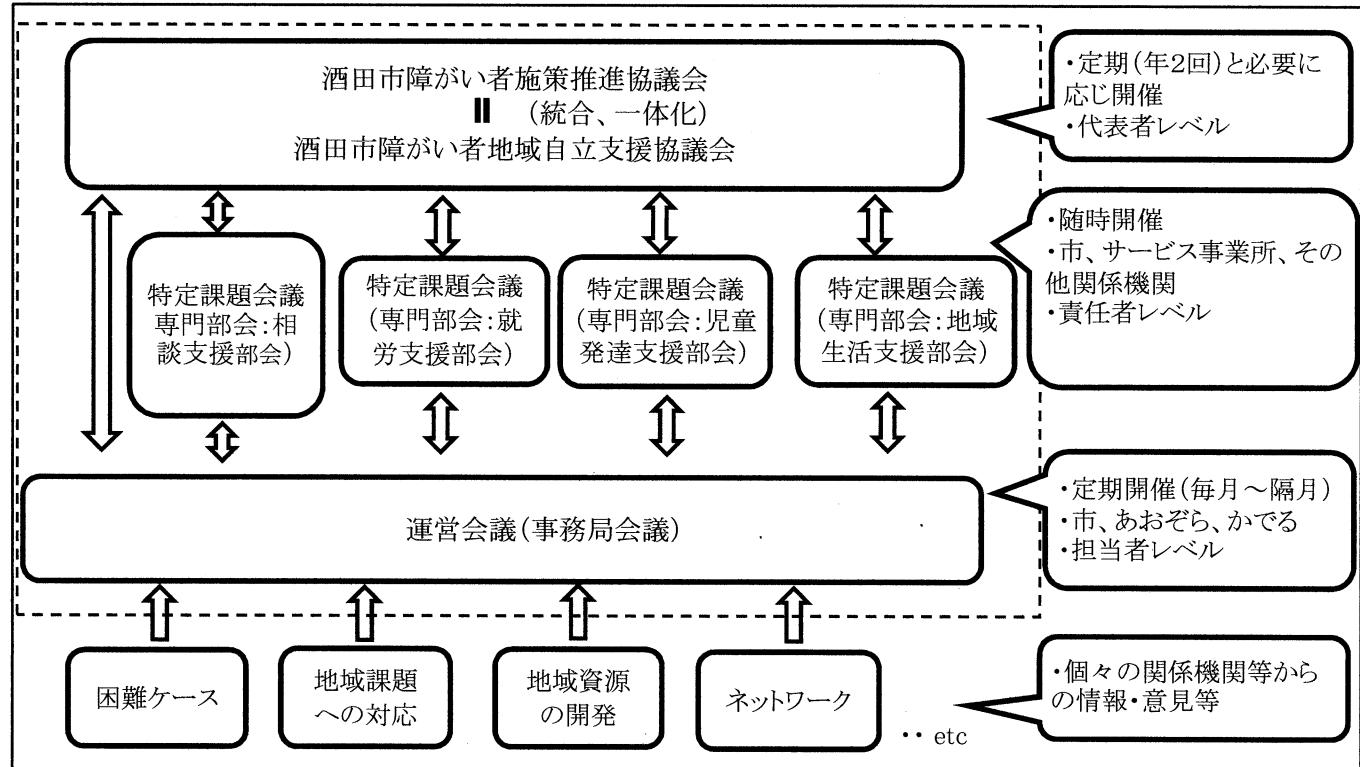
酒田市障がい者施策推進協議会・酒田市障がい者地域自立支援協議会について

1 酒田市障がい者施策推進協議会と酒田市障がい者地域自立支援協議会

名 称	酒田市障がい者施策推進協議会	酒田市障がい者地域自立支援協議会
根拠法令	障害者基本法第36条第4項 酒田市障がい者施策推進協議会条例	障害者総合支援法第89条の3第1項 酒田市障がい者地域自立支援協議会設置要綱
委 員 数	15名以内	15名以内
開催回数	年2回（条例上規定はないが、これまで定期的に年2回開催）	年2回（要綱上規定はないが、これまで定期的に年2回開催）
任 期	2年（ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間）	2年（ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間）
協議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・酒田市障がい者福祉計画についての審議 〔障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める基本計画です。〕 ・障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議 ・障がい者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議 	<ul style="list-style-type: none"> ・酒田市障がい者福祉計画についての審議 〔各年度における障がい福祉サービスの量と供給体制を確保するための計画です。〕 ・相談支援事業の実施に関すること ・相談支援に係る困難事例への対応の在り方に関すること ・障がい者の自立支援に係る地域の社会資源の開発、改善等に関すること ・障がい福祉に関する連携及び支援の体制の構築に関し必要な事項
事務局	福祉企画課	福祉企画課、市指定相談支援事業所（あおぞら） 庄内障がい者就業・生活支援センター（かでる）

※「酒田市障がい者施策推進協議会」で全般的な障がい者福祉計画の検討を行い、「酒田市障がい者地域自立支援協議会」で、より具体的な事業等について検討することから、両協議会を一体化して行います。

2 組織体系イメージ



酒田市障がい者施策推進協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第4項の規定により、酒田市障がい者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 協議会の委員は、関係行政機関の職員、学識経験を有する者、障がい者及び障がい者の福祉に関する事業に従事する者のうちから市長が任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に、事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、健康福祉部において行う。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。

2 この条例の施行の日以降最初に委嘱される委員の任期は、第3条の規定にかかわらず、平成19年5月31日までとする。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の酒田市障がい者施策推進協議会条例の規定は、平成23年8月5日から適用する。ただし、第2条の規定は、障害者基本法の一部を改正する法律(平成23年法律第90号)附則第1条第1号に定める日から施行する。

酒田市障がい者地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 本市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、地域における障害福祉（以下「障がい福祉」という。）に関する関係者の連携及び支援の体制に関する協議を行うため、酒田市障がい者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 相談支援事業の実施（委託相談支援事業者の評価を含む。）に関すること。
- (2) 相談支援に係る困難事例への対応の在り方に関すること。
- (3) 障がい者の自立支援に係る地域の社会資源の開発、改善等に関すること。
- (4) 障がい福祉計画の策定又は変更に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、障がい福祉に関する連携及び支援の体制の構築に関する必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから委員15人以内をもって組織し、市長がこれを任命する。

- (1) 障がい福祉に関する相談支援事業者の職員
- (2) 障がい福祉サービス事業者の職員
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 雇用・就労関係者
- (6) 障がい者関係団体の代表者
- (7) 学識経験を有する者
- (8) 関係行政機関の職員
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める者

(任期等)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、これを妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会には、会長及び副会長を置くものとする。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会の会議の議長となり、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(専門部会)

第7条 協議会は、第2条に規定する所掌事務について必要な調査、検討等を行わせるため専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、障がい福祉に関連する各機関の担当者で構成する。

3 専門部会に属する委員は、会長が指名する。

(関係者の意見聴取)

第8条 会長は、協議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、健康福祉部、市指定相談支援事業所及び庄内障がい者就業・生活支援センターで構成し、協議会及び専門部会の事務及び運営を行う。

(雑則)

第10条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

第5期酒田市障がい者福祉計画進捗状況調査票（R3）

基本理念 障がいのあるなしに問わらず誰もが安心して自分らしく生活できる地域社会の実現

基本目標	重点目標	現状と課題（計画策定期時）		主要な施策（計画策定期時）		担当課	進捗状況（具体的実施内容）	課題及び今後の方針性
		(1) 障がい及び障がい者への理解の促進	(2) 障がい者の権利の保障	【障がい福祉係】	【障がい福祉係】			
1 支え合う地域生活の推進	(1) 障がい及び障がい者への理解の促進	「障がいのあるなしに問わらず誰もが安心して自分らしく生活できる地域社会を実現するためには、市民一人ひとりの障がい者に対する正しい理解が不可欠です。このため、各種媒体を活用したを共に暮らせる社会の実現に向け、学校・職場で外出先やスポーツ・文化活動などの様々な理解活動は重要です。また、地域住民と障がい者への理解を促進するために、市広報、ホームページ、出前講座、市民向けの研修会の実施など、あらかじめして障がい及び障がい者への理解を積極的に推進していく必要があります。	○「障がいのあるなしに問わらず誰もが安心して自分らしく生活できる地域社会を実現するためには、市民一人ひとりの障がい者に対する正しい理解が不可欠です。このため、各種媒体を活用したを共に暮らせる社会の実現に向け、学校・職場で外出先やスポーツ・文化活動などの様々な理解活動は重要です。また、地域住民と障がい者への理解を促進するために、市広報、ホームページ、出前講座、市民向けの研修会の実施など、あらかじめして障がい及び障がい者への理解を積極的に推進していく必要があります。	【障がい福祉係】 市広報「私の街さかた（4/1号）」へ各種障がい福祉制度や支援内容等を掲載している。また、ホームページ上でも各種障がい福祉サービスについての紹介を行っている。 令和3年度の出前講座については、「共生社会に向けてをテーマに3回、手話を主とした講座などをテーマに1回、計4回実施している。「ヘルマーカー」「ヘルプカード」を申請者に配布し、「ヘルプカード」については、障害者手帳新規取得者にも配布している。	【障がい福祉係】 市広報、「ホームページ等を活用し、地域の障がい者の活動、支援組織についての情報提供の充実に努める。	【障がい福祉係】 市広報、「ホームページ等を活用し、地域の障がい者の活動、支援組織についての情報提供の充実に努める。	【障がい福祉係】 市広報、「ホームページ等を活用し、地域の障がい者の活動、支援組織についての情報提供の充実に努める。	【障がい福祉係】 市広報、「ホームページ等を活用し、地域の障がい者の活動、支援組織についての情報提供の充実に努める。
		本市では、障がい者への偏見をなくし、市民の関心と理解を深めるために、市広報やホームページ、ラジオを活用し、「障害者週間」（毎年1月3日から9日までの1週間）や「障害者雇用支援月間（毎年9月）」などにあわせて、意識啓発、各種障がい者福祉制度についての周知を図っています。	○「障害者週間」の周知 「障がい者の権利の保障」では、市民の関心と理解を深めるとともに、各種障がい者福祉制度についての周知も引き続き実施します。	【障がい福祉係】 「障がい者週間」（毎年1月3日から9日までの1週間）や「障害者雇用支援月間（毎年9月）」などにあわせて、意識啓発、各種障がい者福祉制度についての周知を図っています。	【障がい福祉係】 「障がい者週間」（毎年1月3日から9日までの1週間）に障がいについての各種の相談窓口の紹介など啓発活動を行い障がい者についての市民理解が深まるよう努めています。	【障がい福祉係】 「障がい者週間」（毎年1月3日から9日までの1週間）にあわせて障がい者バザーを市役所1階フリースペースで開催している。	【学校教育課】 1月2日、「障がい者週間」にあわせて「12/1号」に障がいについての各種の相談窓口の紹介など啓発活動を行い障がい者についての市民理解が深まるよう努めています。	【学校教育課】 1月2日、「障がい者週間」にあわせて「12/1号」に障がいについての各種の相談窓口の紹介など啓発活動を行い障がい者についての市民理解が深まるよう努めています。
		学校教育では、特別支援学級と通常学級の児童生徒による日常的な交流を通して、相互理解が深まります。教科・道徳、総合的な学習などによつて、特別支援学級と通常学級との交流なども、触れ合いや体験を通して、相互理解が深まっています。	○「障がい者福祉に関する教育の推進」 学校教育では、特別支援学級と通常学級の児童生徒による日常的な交流を通して、相互理解が深まります。教科・道徳、総合的な学習などによつて、特別支援学級と通常学級との交流なども、触れ合いや体験を通して、相互理解が深まっています。	【学校教育課】 学校教育では、特別支援学級と通常学級の児童生徒による日常的な交流を通して、相互理解が深まります。教科・道徳、総合的な学習などによつて、特別支援学級と通常学級との交流なども、触れ合いや体験を通して、相互理解が深まっています。	【学校教育課】 学校教育では、特別支援学級と通常学級の児童生徒による日常的な交流を通して、相互理解が深まります。教科・道徳、総合的な学習などによつて、特別支援学級と通常学級との交流なども、触れ合いや体験を通して、相互理解が深まっています。	【学校教育課】 学校教育では、特別支援学級と通常学級の児童生徒による日常的な交流を通して、相互理解が深まります。教科・道徳、総合的な学習などによつて、特別支援学級と通常学級との交流なども、触れ合いや体験を通して、相互理解が深まっています。	【学校教育課】 学校教育では、特別支援学級と通常学級の児童生徒による日常的な交流を通して、相互理解が深まります。教科・道徳、総合的な学習などによつて、特別支援学級と通常学級との交流なども、触れ合いや体験を通して、相互理解が深まっています。	【学校教育課】 学校教育では、特別支援学級と通常学級の児童生徒による日常的な交流を通して、相互理解が深まります。教科・道徳、総合的な学習などによつて、特別支援学級と通常学級との交流なども、触れ合いや体験を通して、相互理解が深まっています。

基本目標	重点目標	現状と課題（計画策定期）	主要な施策（計画策定期）	進捗状況（具体的な実施内容）	課題及び今後の方針	
					担当課	課題及び今後の方針
(2) 心のバリアフリーの推進、権利擁護の推進	SDGsの目標10では「人や国の不平等をなくす」、「心のバリアフリーの推進、権利擁護の推進」がいよいよ実現する重要な取組みを推進する必要があります。	本市においては、平成28年4月に「酒田市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」を施行しました。この条例は、本市における障がいを理由とする差別の解消の推進を目的とし、令和2年4月に「酒田市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」を施行しました。「障がいを理由とした差別の禁止」や「社会的の壁(※)」の除去について、広く啓発していくことが必要です。	○心のバリアフリーの推進 SDGs（持続可能な開発目標）や「酒田市障がいのある人にも共に生きるまちづくり条例」の禁制」や「障がいの特性に応じた差別の解消」を推進していきます。	【障がい福祉社係】心のバリアフリー推進協賛事業所登録制度を実施し、令和4年3月末現在、43事業所が登録している。障がい者差別の禁制や合理的な配慮を理由とした差別の禁制を継続していく。効果的取組を行えるよう酒田市障がい者の協議会を開催する。また、行政内連絡等検討会議を開催し、課題や調整の必要性を確認し職員研修を行っていいく。	福祉企画課	【障がい福祉社係】心のバリアフリー推進協賛事業所登録制度を実施し、令和4年3月末現在、43事業所が登録している。障がい者差別の禁制や合理的な配慮を理由とした差別の禁制を継続していく。効果的取組を行えるよう酒田市障がい者の協議会を開催する。また、行政内連絡等検討会議を開催し、課題や調整の必要性を確認し職員研修を行っていいく。
(2) 心のバリアフリーの推進、権利擁護の推進	障がい者が地域で自立した生活を送るうえでは、は必要となります。障がいのため物事を判断する能力が十分でない場合には、財産管理や契約、様々な手続きにおいて、大きな不利益を被る可能性があります。	このため、社会福祉協議会では、認知症や知的障がいなどのサービスを行なう「福祉サービス利用支援事業」や「法人後見事業」による支援を行っています。障がい福祉サービス利用の難点から、成年後見制度を利用すると認める支払いが困難であることがあります。そのためには、地城生活支援事業の「成年後見制度利用支援事業」によることで、成年後見制度を利用することができます。その利用者は増加傾向にあります。本市においては、基本的な中核となる機関の整備を行うことによって、地域ネットワークとその施策についての基礎的な理解を進めます。	○権利擁護の推進 日常生活や障がい福祉サービス利用にあたり、相談支援事業所、行政等の関係機関が連携し、障がい者がより支障を選び決まり、利便性により、判断能力が不十分な方が高齢化の進展により、見込みられることが見込まれる事務を専門性、児童や相談窓口の連携事業者及早に障がい者虐待防止や通報義務化を図ることとともに、市高齢者虐待防止センターへ連携し、障がい者虐待への迅速かつ効果的な対応を図ります。	【障がい福祉社係】日常生활支援事業所、行政等の関係機関が連携し、利便性により、判断能力が不十分な方が高齢化の進展により、見込みされる事務を専門性、児童や相談窓口の連携事業者及早に障がい者虐待防止や通報義務化を図ることとともに、市高齢者虐待防止センターへ連携し、障がい者虐待への迅速かつ効果的な対応を図ります。	福祉企画課	【障がい福祉社係】令和3年度は、成年後見制度利用支援事業を利用した障がい者のケースは4件。今後の利用の増加を見据え、令和3年度に酒田市成年後見制度利用促進計画を策定した。
(2) 心のバリアフリーの推進、権利擁護の推進	障がい者が地域で自己選択や自己決定などの意思決定が必要となります。障がいのため物事を判断する能力が十分でない場合には、財産管理や契約、様々な手続きにおいて、大きな不利益を被る可能性があります。	このため、社会福祉協議会では、認知症や知的障がいなどのサービスを行なう「福祉サービス利用支援事業」や「法人後見事業」による支援を行っています。障がい福祉サービス利用の難点から、成年後見制度を利用すると認める支払いが困難であることがあります。そのためには、地城生活支援事業の「成年後見制度利用支援事業」によることで、成年後見制度を利用することができます。その利用者は増加傾向にあります。本市においては、基本的な中核となる機関の整備を行うことによって、地域ネットワークとその施策についての基礎的な理解を進めます。	○権利擁護の推進 日常生活や障がい福祉サービス利用にあたり、相談支援事業所、行政等の関係機関が連携し、障がい者がより支障を選び決まり、利便性により、判断能力が不十分な方が高齢化の進展により、見込みされる事務を専門性、児童や相談窓口の連携事業者及早に障がい者虐待防止や通報義務化を図ることとともに、市高齢者虐待防止センターへ連携し、障がい者虐待への迅速かつ効果的な対応を図ります。	【障がい福祉社係】日常生활支援事業所、行政等の関係機関が連携し、利便性により、判断能力が不十分な方が高齢化の進展により、見込みされる事務を専門性、児童や相談窓口の連携事業者及早に障がい者虐待防止や通報義務化を図ることとともに、市高齢者虐待防止センターへ連携し、障がい者虐待への迅速かつ効果的な対応を図ります。	福祉企画課	【障がい福祉社係】令和3年度は、成年後見制度利用支援事業を利用した障がい者のケースは4件。今後も社会福祉協議会や相談支援事業所など連携しながら、障がい者の虐待を防ぐ。
(2) 心のバリアフリーの推進、権利擁護の推進	障がい者が地域で自己選択や自己決定などの意思決定が必要となります。障がいのため物事を判断する能力が十分でない場合には、財産管理や契約、様々な手続きにおいて、大きな不利益を被る可能性があります。	このため、社会福祉協議会では、認知症や知的障がいなどのサービスを行なう「福祉サービス利用支援事業」や「法人後見事業」による支援を行っています。障がい福祉サービス利用の難点から、成年後見制度を利用すると認める支払いが困難であることがあります。そのためには、地城生活支援事業の「成年後見制度利用支援事業」によることで、成年後見制度を利用することができます。その利用者は増加傾向にあります。本市においては、基本的な中核となる機関の整備を行うことによって、地域ネットワークとその施策についての基礎的な理解を進めます。	○権利擁護の推進 日常生活や障がい福祉サービス利用にあたり、相談支援事業所、行政等の関係機関が連携し、障がい者がより支障を選び決まり、利便性により、判断能力が不十分な方が高齢化の進展により、見込みされる事務を専門性、児童や相談窓口の連携事業者及早に障がい者虐待防止や通報義務化を図ることとともに、市高齢者虐待防止センターへ連携し、障がい者虐待への迅速かつ効果的な対応を図ります。	【障がい福祉社係】日常生활支援事業所、行政等の関係機関が連携し、利便性により、判断能力が不十分な方が高齢化の進展により、見込みされる事務を専門性、児童や相談窓口の連携事業者及早に障がい者虐待防止や通報義務化を図ることとともに、市高齢者虐待防止センターへ連携し、障がい者虐待への迅速かつ効果的な対応を図ります。	福祉企画課	【障がい福祉社係】令和3年度は、成年後見制度利用支援事業を利用した障がい者のケースは4件。今後も社会福祉協議会や相談支援事業所など連携しながら、障がい者の虐待を防ぐ。

基本目標	重点目標	現状と課題（計画策定期）	主要な施策（計画策定期）	進捗状況（具体的実施内容）	担当課	課題及び今後の方針性
(4) 保健・医療・福祉の連携、充実	○健康増進活動の推進	発病後に障がいを伴う可能性が高い疾患として、発病予防に向け、健診受診率を高めました。周知活動を始めたところ、「さかた健康づくり」にあえる各種健康増進策を着実に進めることで、病気やがいがある健診受付を実施するなどして、人らしく暮らしていけるよう保健活動を推進します。	【健康課】 生活習慣病の予防をして実施している特定診療者への勧奨率を上げるために未受診者への受診を実施した。また、がん検診券を高齢の住民においては糖尿病と高血圧症の予防教育を開催するなどして、個々の相談、訪問指導を対応してきました。	【健康課】 疾病や障害については早期発見・早期治療の受診が大切である。その大切さを理解し、行動変容を促すような、より効果的な啓発の実施を工夫していく。	健康課	【健康課】 疾病や障害については早期発見・早期治療が重要となるが、その大切さを理解し、行動変容を促すため、行動変容を工夫していく。
	○保健・医療連携体制の充実	また、障がいの疑いがある場合はオロ一教室の参加を促しています。精神疾患に関する正しい知識の普及や社会環境や人間関係の複雑化などにより、保健所や医療機関等を受診する患者は増加しており、保健所や医療機関等と連携し啓発活動や予防活動を推進しています。	【健康課】 保健・医療連携により、児童健診等での保健・医療連携にいの早期発見やその後の療育体制を実現します。	【健康課】 1歳6か月児健診のフォロー教室は、9回開催し、延べ72名が参加した。発達障がい等の早期発見と適切な支援をめざすとともに、子どもたちがわり方にあって、相談・支援を行っている。「こころの健診相談」を市民健康センターで開設、平日利用困難な市民のため連携した啓発事業や、悩みを抱える人を見守る人材の育成講座を実施している。	健康課	【健康課】 健康になる子の支援については、福祉、医療の関係機関と連携しながら、保護者の視点に立った支援体制にて実績をみながら、よりの健康ややすい相談事業の実施をめざす。市民利用悩みを抱える人の変化に気づき、必要な材を増やす講座の在り方を検討していく。
	○重症心身障がい児（者）支援体制の充実	重症心身障がい児（者）について、庄内地域において入院療養に対応可能な医療機関がないことから、山形市、米沢市や県外の病院で療養治療を行っており、本人及び家族の負担が大きくなっています。	【福祉企画課】 重症心身障がい児（者）に対する重症心身障がい児（者）の受け入れ充実のため、総合療育訓練センターにおける重症心身障がい児（者）が、庄内地域における重症心身障がい児（者）の入院療養病床の確保に向け、今後も連携を深めていきます。	【障がい福祉係】 手をつけない育成会等の意見を聞きながら、「総合療育訓練センター庄内支所の機能の充実」について、県健康福祉部等関係機関に働きかけていく。	福祉企画課	【障がい福祉係】 今後も手をつけない育成会等の意見を聞きながら、「総合療育訓練センター庄内支所の機能の充実」について、県健康福祉部等の支援をしていく。
	○高次脳機能障がい者支援の推進	高次脳機能障がい者は、脳卒中や頭部外傷などの脳損傷により、記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなどの認知障がいにより日常生活や社会生活への適応に困難が伴う障がいです。これらの方の症状は、一見しただけではわからなく理解されにくいかと思います。	【福祉企画課】 高次脳機能障がい者に対する理解促進を図るとして、高次脳機能障がい者支援センターによる支援への協力をています。	【障がい福祉係】 高次脳機能障がい者からの相談に対して、高次脳機能障がい者支援センターの紹介を行なうなど制度の活用を図った。平成24年1月から隣町協立ハビリテーション病院内に、高次脳機能障がい者支援センター（庄内）が設置されている。	福祉企画課	【障がい福祉係】 引き続き、高次脳機能障がい者に対する理解促進を図るとして、高次脳機能障がい者支援センターの紹介を行なうなど制度の活用を図った。平成24年1月から隣町協立ハビリテーション病院内に、高次脳機能障がい者支援センター（庄内）が設置されている。
	○難病患者支援の円滑な実施	難病患者については、脳卒中や頭部外傷などの脳損傷により、記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなどの認知障がいにより日常生活や社会生活への適応に困難が伴う障がいです。これらの方の症状は、一見しただけではわからなく理解されにくいかと思います。	【福祉企画課】 平成25年4月の障害者総合支援法の施行に伴い、障がい者の範囲に追加され、平成27年1月の難病の患者に対する医療費助成が法律に基づく公平かつ安定された制度として確立されました。難病患者は数が少なく、その多様性のために他者からの理解が得にくいか、療養が長期に及ぶこともあります。	【障がい福祉係】 難病患者には身体障害者手帳を所持している方と所持していない方がいるが、手帳を所持している方は、これまで同様、障がい福祉サービス等を利用することができます。この制度が可能となりました。	福祉企画課	【障がい福祉係】 平成25年4月の障害者総合支援法の施行に伴い、障がい者の範囲に追加され、平成27年1月の難病の患者に対する医療費助成が法律に基づく公平かつ安定された制度として確立されました。難病患者には身体障害者手帳を所持している方がいるが、手帳を所持していない方がいるが、手帳を所持している方は、これまで同様、障がい福祉サービス等を利用することができます。この制度が可能となりました。

基本目標	重点目標	現状と課題（計画策定時）	主要な施策（計画策定時）	担当課	進捗状況（具体的実施内容）	課題及び今後の方針性
		医療技術の進歩等を背景に、N I C U (新生児集中治療管理室) 等に長期間入院した後、引き続き人間工芸等による等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケア児が日常生活でいます。病院で生活する医療的ケア児は、主として家族のケニアによって支えられており、家族の孤立や疲弊も指摘されています。	○医療ケア児支援体制の充実	福祉企画課	【発達支援係】 医療的ケア児と家族の支援助として、保健・医療・情報・教育・福祉等の関係機関を参考して、医療的ケア児の支援に関する課題と対応策の検討 令和3年度は1回実施（新型コロナウイルス感染拡大により書面開催）。	【発達支援係】 ○医療的ケア児の受け入れ可能な市内放課後等デイサービスが1箇所ある。生活介護事業所も受け入れ事が難しい状況である。医療的ケア児がライフスタイル等で利用できることと、医療的ケア児が被災した際に適切な支援を受けること、医療的ケア児が医療機関と連携することで、医療的ケア児とその家族や保健・教育・福祉等の事業所へ定員枠と運搬計画作成に向けた取り組みを行なう。
		医療技術の進歩等を背景に、N I C U (新生児集中治療管理室) 等に长期間入院した後、引き続き人間工芸等による等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケア児が日常生活でいます。病院で生活する医療的ケア児は、主として家族のケニアによって支えられており、家族の孤立や疲弊も指摘されています。	○障がい福祉サービス等の充実	福祉企画課	【障がい福祉サービス等の充実】 居宅介護、重度訪問介護、同行援護などのサービスを提供し、安心した在宅支援事業を実現するため、日中の活動を支援します。生活介護や就労継続支援事業の日中活動支援を実現します。行動援護などのサービスが提供できるように、庄内地域での毎年の開催や研修回数の増加など、関係機関にて実施します。	【障がい福祉系】 ○現在指定相談事業所は市内9事業所となった。市内には現在21カ所のグループホームがあり、定員合計1,62名どなつともいる。施設が必要な事例もあり、市としても意見調整が必要な事例もあります。地域に向けた調整作業等については、令和2年12月に地域生活支援部会、3月の自立支援協議会で、地域の状況・課題等の協議を行なった。 ○地域生活支援事業 (R4.3.31現在) ・意思疎通支援事業 延べ回数 53回 ・手話奉仕員養成講座 24名中 6名修了 ・ステップアップ：受講者6名 ○日常生活用具給付等事業 申�件数2,767件 ・移動支援事業 589回 ・車両移送型委託分 ・個別支援型 利用者2名 ・障がい児・通所支援車両移送型給付分 70回
		(5) 障がい福祉サービスの充実	障がい福祉サービスについて、は、障がいのある方が地域で安心して生活できるように、自宅での暮らしを支援するための居宅介護支援などを提供しています。障がい者の支援施設については、入所支援や短期入所等のニーズの受け皿として重要な役割を担つており、共同生活援助（グループホーム）などへの地域移行も行われながら、設備等の老朽化、自然災害による棚野に入りながら、環境等に対応できる環境を整備していく必要があります。	福祉企画課	障がい福祉サービスについて、は、障がいのある方が地域で安心して生活できるように、自宅での暮らしを支援するための居宅介護支援などを提供しています。生活介護、就労支援などを担つており、共同生活援助（グループホーム）などへの地域移行も行われながら、設備等の老朽化、自然災害による棚野に入りながら、環境等に対応できる環境を整備していく必要があります。	【障がい福祉系】 ○現在指定相談事業所は市内9事業所となりました。市内には現在21カ所のグループホームがありますが、地域住民との理解が必要な事例もあります。地域に向けた支援を実施していくために、地域で協働を進めています。また、地域会議を行なっています。 ○地域生活支援事業として取り組んでいます。各種事業においては、一定の成果を上げてきています。ニーズや必要性を考慮し、新たな事業の取り組みや既存事業についても充実化を実施していく必要があります。

基本目標	重点目標	現状と課題（計画策定時）	主要な施策（計画策定時）	課題及び今後の方針性	
				担当課	進捗状況（具体的実施内容）
		障がい児支援においては、児童発達支援センター、「はまなし学園」の地域支援（保育所等が、放課後等ディーサービスなどを実施している）、地域生活支援事業として、創作的活動又は生産活動の機会提供、社会との交流の促進を図る「地域活動支援センター事業」、障がい者の外出や支援する「移動支援事業」、日常生活の便りを図り、また、「在宅介護者」などの各種事業を実施しています。	障がい児支援センターは、「はまなし学園」の他に、民間のサービスなどを実施しています。地域生活支援事業として、創作的活動又は生産活動の機会提供、社会との交流の促進を図る「地域活動支援センター事業」、障がい者の外出や支援する「移動支援事業」、日常生活の便りを図り、また、「在宅介護者」などの各種事業を実施しています。	福祉企画課	<p>○地域生活支援センター事業 2回 みつば・酒田市障がい者福祉社会 ・日中一時支授等サービス大会 中止 ・障がい者スポーツ大会 利用者7名 ・点字など等券行 利用者4名 ・訪問入浴扶助費 利用者(児・者) ・自動車運転免許・改造扶助費 無 ・自動車運転免許・改造4名 ○はまなし学園実績 (R3.3～R4.2) ・児童発達支援 延べ人数 339名 ・保育所等訪問 延べ人数 9名 ・同 利用延べ日数 42日 ・居宅訪問型児童発達支援 延べ人数 1 名 同 利用延べ日数 1日 ・まつみ教室 延べ人数 89名 ・同 利用延べ日数 221日 ・日中一時支援事業 延べ人数 45名 ・同 利用延べ日数 164日 ○児童発達支援・放課後等ディーサービス事業 ・利用実人数 124名 ・利用延べ回数 20,386回</p>
		障がい児支援においては、福祉型児童発達支援センター、「はまなし学園」の他に、民間のサービスなどを実施しています。地域生活支援事業として、創作的活動又は生産活動の機会提供、社会との交流の促進を図る「地域活動支援センター事業」、障がい者の外出や支援する「移動支援事業」、日常生活の便りを図り、また、「在宅介護者」などの各種事業を実施しています。	障がい児支援センターは、「はまなし学園」の他に、民間のサービスなどを実施している、地域活動支援センター事業として取り組んでいます。「地域活動支援センター事業」、「移動支援事業」とともに、その他の事業についても、引き続き効率的に実施していきます。	高齢者支援課	<p>【高齢者支援課】 令和3年度は、市介護支援専門員新任者研修会を行った。地域包括支援センターにおける高齢障がい者への総合相談支援事業及び支援困難事例等では、個別ケア議会議等で介護支援専門員へのサポートを行った。</p> <p>【高齢者支援課】 65歳以上の高齢障がい者が増加する中、引き続き、介護支援専門員と相談支援会員の連携強化や、車両の運搬強化等で、ニーズに適合した支援に努めます。</p>

基本目標 2 自立や社会 参加の推進	重点目標 (1) 教育、療育 の充実	現状と課題（計画策定期）	主要な施策（計画策定期）		担当課 子育て支援 課 健康課 福祉企画課	進捗状況（具体的な実施内容）	課題及び今後の方針性
			○就学前からの支援の充実	○就学前からの支援の充実			
		障がい児がいきいきと成長するためには、早期発見、早期療育をはじめ、発達の段階においては、発達の特徴に応じた教育（保育・療育を含めて）が重要な要素となります。また、園内保育園等における乳幼児の早期発見と早期発達支援体制を構築し、市内保育園等においては、園児ごとに適切な保育を行っており、児童発達支援センター「はまなし学園」が庄内地域の早期療育の拠点としての役割を担つております。保育所等訪問、相談支援をしており、児童発達支援（まつのみ教室）なども実施しております。	障がい児がいきいきと成長するためには、早期発見、早期療育をはじめ、発達の段階においては、発達の特徴に応じた教育（保育・療育を含めて）が重要な要素となります。また、園内保育園等における乳幼児の早期発見と早期発達支援体制を構築し、市内保育園等においては、園児ごとに適切な保育を行っており、児童発達支援センター「はまなし学園」が庄内地域の早期療育の拠点としての役割を担つております。保育所等訪問、相談支援をしており、児童発達支援（まつのみ教室）なども実施しております。	【子育て支援課】 子どもの発達に悩み子育てに難しさを感じる保護者への支援として、子どもの資質等が保有して、子どもが身近な支援者として、保護者が子どもとの間で「行動」の実践型（研修型）を実施した。	【子育て支援課】 子どもの発達に悩み子育てに難しさを感じる保護者への支援として、子どもの資質等が保有して、子どもが身近な支援者として、保護者が子どもとの間で「行動」の実践型（研修型）を実施した。	【子育て支援課】 令和3年度までは市立保健園の保護者を対象に実施してきた。令和4年度以降は、法人立保健園に認定するほか、実施回数を増やすことで、ペアメント・プログラムの普及を図る。	【子育て支援課】 令和3年度までは市立保健園の保護者を対象に実施してきた。令和4年度以降は、法人立保健園に認定するほか、実施回数を増やすことで、ペアメント・プログラムの普及を図る。
		障がい児がいきいきと成長するためには、早期発見、早期療育をはじめ、発達の段階においては、発達の特徴に応じた教育（保育・療育を含めて）が重要な要素となります。また、園内保育園等における乳幼児の早期発見と早期発達支援体制を構築し、市内保育園等においては、園児ごとに適切な保育を行っており、児童発達支援センター「はまなし学園」が庄内地域の早期療育の拠点としての役割を担つております。保育所等訪問、相談支援をしており、児童発達支援（まつのみ教室）なども実施しております。	障がい児がいきいきと成長するためには、早期発見、早期療育をはじめ、発達の段階においては、発達の特徴に応じた教育（保育・療育を含めて）が重要な要素となります。また、園内保育園等における乳幼児の早期発見と早期発達支援体制を構築し、市内保育園等においては、園児ごとに適切な保育を行っており、児童発達支援センター「はまなし学園」が庄内地域の早期療育の拠点としての役割を担つております。保育所等訪問、相談支援をしており、児童発達支援（まつのみ教室）なども実施しております。	【健康課】 乳幼児健診、定期健診、定期検査等が気にならぬ子どもが早期発見と連携をとることを目的とした「はまなしあながた」が、地区担当医と連携しながら支援を継続する。	【健康課】 乳幼児健診、定期健診、定期検査等が気にならぬ子どもが早期発見と連携をとることを目的とした「はまなしあながた」が、地区担当医と連携しながら支援を継続する。	【健康課】 今後も関係機関、医療機関や保健機関と連携しながら支援を継続する。	【健康課】 今後も関係機関、医療機関や保健機関と連携しながら支援を継続する。

基本目標	重点目標	現状と課題（計画策定期）	主要な施策（計画策定期）	進捗状況（具体的な実施内容）	課題及び今後の方針性。
		<p>就学児については、該当児童の在籍する小学校に特別支援教室等に通級指導教室が設置されています。浜田小学校等においても特別支援教育が行われることであります。</p> <p>教育相談は、スクールカウンセラーや教育相談員、特別支援教員巡回相談員を配置し行っていますが、何らかの課題をつかえ特別な支援を必要とする児童・生徒への対応など、相談内容が専門的かつ多岐にわたります。</p>	<p>○特別支援教育の充実</p> <p>特別支援教育の充実に向けて、教員の専門的研修などによる指導力の向上や特別支援教育巡回相談員による相談会等の一層の充実を実現します。</p> <p>通常の学級に在籍する児童生徒についても、一人ひとりの特徴的な教育的ニーズに応える教員の視点を取り入れた授業づくりに努めます。また、個別の指導計画を作成したり、支援を充実させます。</p> <p>庄内地域における各町がいに応じた教育機関の充実について、今後も山形県に働きかけています。</p>	<p>【学校教育課】</p> <p>【特別支援コーディネーター担当会を年1回、特別支援学級担当者の役割について研修を行い、コーディネーターの実態とニーズに応じた支援ができるよう、継続して相談、指導の教育課程の組み方等について情報交換したりする会を行った。特に特別支援学級担当者会では、お互いの実践事例から指導方法について学んだりする会を行った。専門的知識をもつて児童生徒の社会的立場に対する配慮を要する児童生徒等のトラブルが発生した場合、問題を発見して巡回行動する近学校、問題が発生した場合は、学校に対して巡回相談主事が助言したりするケースが増大している。</p> <p>これまでに各学校ともに各関係機関との連携がこれまで以上に求められている。</p>	<p>【学校教育課】</p> <p>特に支援教育による研修会と相談体制の向上を図るために、巡回相談会を1人一人の実態とニーズに応じた支援が行なわれるよう、継続して相談、指導の実施を行なう。近年、問題が発生した場合は、学校に対して巡回相談主事が助言したりするケースが増大している。</p> <p>これまでに各学校ともに各関係機関との連携がこれまで以上に求められている。</p>
学校教育課 福祉企画課			<p>○特別支援教育課</p> <p>特に特別支援学級担当者の役割について研修を行い、コーディネーターの実態とニーズに応じた支援ができるよう、巡回相談会を1人一人の実態とニーズに応じた支援が行なわれるよう、継続して相談、指導の実施を行なう。近年、問題が発生した場合は、学校に対して巡回相談主事が助言したりするケースが増大している。</p> <p>これまでに各学校ともに各関係機関との連携がこれまで以上に求められている。</p>	<p>【学校教育課】</p> <p>特に特別支援学級担当者の役割について研修会を年1回、特別支援学級担当者の役割について研修を行い、コーディネーターの実態とニーズに応じた指導の教育課程の組み方等について情報交換したりする会を行なった。特に特別支援学級担当者会では、お互いの実践事例から指導方法について学んだりする会を行なった。専門的知識をもつて児童生徒の社会的立場に対する配慮を要する児童生徒等のトラブルが発生した場合、問題を発見して巡回行動する近学校、問題が発生した場合は、学校に対して巡回相談主事が助言したりするケースが増大している。</p> <p>これまでに各学校ともに各関係機関との連携がこれまで以上に求められている。</p>	<p>【学校教育課】</p> <p>特に支援教育による研修会と相談体制の向上を図るために、巡回相談会を1人一人の実態とニーズに応じた支援が行なわれるよう、継続して相談、指導の実施を行なう。近年、問題が発生した場合は、学校に対して巡回相談主事が助言したりするケースが増大している。</p> <p>これまでに各学校ともに各関係機関との連携がこれまで以上に求められている。</p>
			<p>○特別支援学校との連携</p> <p>専門の教育機関としては、酒田特別支援学校のほか、鶴岡養護学校、鶴岡高等養護学校、山形盲学校などがあります。一人ひとりの教育的ニーズの教育に応じた授業が行われ、自立と社会参加に向けた教育が行われています。</p>	<p>○特別支援学校との連携</p> <p>高等学級教育は、自立して社会生活に移行する前の重要な時期であり、卒業後ができるよう、関係機関と連携し支援を行なっています。</p>	<p>【学校教育課】</p> <p>児童生徒の実態にあつた教育課程と教育施設を検討し、有効に活用できるよう、市の就学支援の状況や、障がいの状況についてよりきめ細やかに県に伝えていく。また、個々の教育的ニーズに応じた学習環境の提供について継続して県に要望していく。</p>

基本目標	重点目標	現状と課題（計画策定期）	主要な施策（計画策定期）	進捗状況（具体的実施内容）	課題及び今後の方針性
		乳幼児期から学齢期、就労期に、それぞれの活動場に応じた適切な支援を一生涯にわたって切れ目なく継続させることで、専門性のある相談支援と発達支援ネットワークの拡充を推進することが大切です。	○生涯を通じた支援の充実 乳幼児期から学齢期、就労期のそれぞれのライフステージの中で、関係機関と連携し、一生涯にわたり相談支援と発達支援が大切です。特に、進級や進学に伴って、かかわりのある先生方との情報の引き継ぎについて、「まだがたサボートファイル」などを利用し、安心して新しい環境に適応できるように、適切な支援を行います。	担当課 福祉企画課 【発達支援係】 生涯を通じた情報連携など支援体制の充実などのセクションに発達支援係に専門的に対応できる体制を構築している。	【発達支援係】 全ての年代を対象に支援を行っているが、相談件数の増加によりタイムリミーな対応が困難になりつつあるが、関係機関との協力が得て対応する必要がある。
	(2) 就用・就労の促進	障がい者が自立した社会生活を送るうえで、経済的基盤となる雇用・就労はとても重要です。「障害者の雇用の促進に関する法律」(以下「障害者雇用促進法」という。)によると、事業主は「障害者雇用の雇入れに努める」とともに、「法定雇用率に相当する雇がい者を雇用しなければならないこと」とあります。 平成30年4月からは、法定雇用率が引き上げられ、法定雇用率に相当する常用労働者4.5人以下、法定雇用率は、法定雇用率2.2%となります。 その達成に向けては、「特定扶助者職業セイシターナンバーワーク」や「山形障害者職業セイシターナンバーワーク」などの各種助成制度を実施しています。	○障がい者の雇用促進 庄内地域障がい者就労活動活性化協議会等によるハローワーク、山形県、庄内障害者就業センター、「かがやく会」等の職業機関と連携して、障がい者の街なかで障がい者の職業的活動を通じて、事業者を通じて、事業者と連携し、障がい者の多様な働き方に対応できるようになります。 本市においては、各任命権者ごとに策定した「障がい者活躍推進計画」に基づき、障がい者の法定雇用率以上の実雇用率を目指すとともに、必要な配慮等に努めます。	担当課 商工港湾課 【商工港湾課】 9月の街なかで障がい者雇用支援月間にあわせ、市広報「私の街なかた」(9月1日号)へ記事掲載する下記の事業者を周知した。 ①特定求職者雇用開発助成金 ②トライアス ③アルコース ④ジョブコーチ支援 ⑤職場復帰サポート支援	【商工港湾課】 引き続き、市広報への記事掲載等を実施し、障がい者の職業的自立の促進に対する下記の事業者を周知した。 ①特定求職者雇用開発助成金 ②トライアス ③アルコース ④ジョブコーチ支援
		障がい者就用率は、令和3年3月1日から法定雇用率に相当する常用労働者4.5人以下、法定雇用率は、法定雇用率2.2%となり、引き上げとなっています。	○障がい者就用率の向上 障がい者就用率は、令和3年3月1日から法定雇用率に相当する常用労働者4.5人以下、法定雇用率は、法定雇用率2.2%となり、引き上げとなっています。	担当課 商工港湾課 【障がい者就用率】 就労支援ネットワークとして、庄内地域障がい者就業セイシターナンバーワーク等の事業・生活支援センター、関係機関による一貫支援や職場開拓、関係機関の情報交換等が行われています。また、一般就労では支援員が配置されている。	【障がい者就用率】 経済の状況が厳しいこともあります。引き続き関係機関と連携し、PRに努めながら事務者雇用開発助成金と連携していく必要があります。新たなる地域自立支援協議会の在り方を検討する必要がある。
				担当課 人事課 【人事課】 自治体における障がい者の法定雇用率は令和3年度より2.6%に引き上げられたが、令和3年6月1日現在の雇用率は、市長部局で2.79%不足なし、教育委員会で0.42%5人不足、上下水道部で0%、1人不足で市長部局では達成しているが、全体だと2.24%と下回っており採用人が4人不足している。	【人事課】 会計年度任用職員として勤務していた職員がコロナ禍で出勤に対する不安が強くなり、登録するなど新型コロナウイルス感染症の影響があり、参考にしつつ検討するところもしくは、働きやすさの向上を確認し、本人に合わせた業務を各職場から情報収集して要請していく。

基本目標	重点目標	現状と課題（計画策定期）	主要な施策（計画策定期）	進捗状況（具体的実施内容）	課題及び今後の方針
		<p>酒田管内の障がい者雇用率は2・31%（令和元年6月1日現在）と、全国の2・11%、山形県の2・09%を上回っており、達成企業の割合も60・80%（76社／125社中）となっています。</p> <p>障がい者に対する雇用は依然として厳しい状況にあることから、引き継ぎ、事業所等における雇用・就労への理解を深めることも、障がい者の職業能力を高めて、雇用の拡大を図つています。</p>	<p>○雇用への理解促進</p> <p>障がい者雇用にについての事業主の理解を深め雇用につなげるために、法定雇用率や各種助成制度についての周知を図ります。</p> <p>平成28年に開催されたアピリンピック山形大会のレガシーを引き継ぎ、障がい者の職業能力に対する理解を進め、雇用の促進を図ります。</p>	<p>【商工港湾課】</p> <p>9月の街頭で、「私の街頭さかた」、「障がい者雇用促進法」の記事掲載を通じて、「障がい者雇用率を紹介し、障がい者の雇用について啓発した。また、障がい者の雇用を促進する下記の助成や支援制度を周知した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①特定求職者雇用開発助成金（障がい者トライアルコース） ②職場復帰支援助成金 ③ジョブコーチ支援 	<p>【商工港湾課】</p> <p>市広報「私の街頭さかた」、「障がい者雇用促進法」の内容及び管内の障がい者雇用率を紹介し、障がい者の雇用を周知した方へのサポートをする。</p>
		<p>一方、障がいの状況によっては一般就労が困難な場合も多いため、福祉的就労として、就労移行支援や就労継続支援などを通して、職業知識や能力の向上への支援が行われています。しかししながら、就労移行支援など事業所間に大きな差があります。また、工賃等であります。また、工賃等であります。また、工賃等であります。</p>	<p>○福祉的就労への支援</p> <p>庄内地域障がい者就労活動協議会等による関係機関等のネットワークを活用して、一般就労事業所における研修など、就労支援員の資質向上に努めています。また、工賃等であります。</p> <p>庄内障害者優先調達進歩主義の実現などに取り組んでいます。また、工賃等であります。</p> <p>度に就労継続支援「非雇用型（B型）」等に取り組んでいます。また、工賃等であります。</p> <p>象に就労継続支援「非雇用型（B型）」における令和3年度目標工賃月額1・3,900円に対し、本市は2年8,330円（平成30年度実績）となりました。障がい者が地域で自立した生活を送るためには、まだ十分な水準どではありません。年金を中心には重度障がい者については特別障害者手当や障害児扶養手当などが支給されていますが、所得確保に向けさらなる連携が必要です。</p>	<p>【障がい福祉係】</p> <p>障がい者の雇用・就労への理解を促進する。また、就労定着支援を利用して一般就労へ移行した方へのサポートをする。</p>	<p>【障がい福祉係】</p> <p>福祉企画課における工賃は山形県が全国最も低い状況にある。県内でも庄内障害者就業・生活センター（かどや）と連携し、農福連携事業は1事業所ある。また、市役所でのバーチャル連携など国・県の取組み等の情報提供を行っていく。さらに、市役所でのバーチャル連携・林福連携など国・県の定期的な開催やカーフェスティバルへの利用・販路拡大、ふるさと納税登録の呼びかけなどの支援を行っている。</p>

基本目標	重点目標	現状と課題（計画策定期時）	主要な施策（計画策定期時）	進捗状況（具体的実施内容）		課題及び今後の方針性
				担当課	スポーツ振興課	
(3) スポーツ・レクリエーションの振興	スポーツ・レクリエーション及び文化、芸術活動	O「障がい者スポーツ大会」及び「障がい者競技大会」等について、継続して実施していくことによる重要な資源として機能訓練や社会参加意欲にもつながります。	Oスポーツ・レクリエーションの振興	○令和3年度に開催した第4回ニュースポーツ大会（主催：酒田市スポーツ推進委員会）では、酒田市障がい者スポーツ大会実施されています。（場所：酒田市種目を開催した（カローリング1競技）。○第8回酒田市スポーツ推進委員会研究協議会では、パラリンピック出場を目指して実施されました。○光ヶ丘プールでは、障がいのある児童（年中以上）から小学生までの親子を対象とした「キッズ・ラグラス」の講座を行っており、令和3年度は7組（延べ196名）の参加があった。	【スポーツ振興課】 ○令和3年度に開催した第4回ニュースポーツ大会（主催：酒田市スポーツ推進委員会）では、酒田市障がい者スポーツ大会実施されています。（場所：酒田市種目を開催した（カローリング1競技）。○第8回酒田市スポーツ推進委員会研究協議会では、パラリンピック出場を目指して実施されました。○光ヶ丘プールでは、障がいのある児童（年中以上）から小学生までの親子を対象とした「キッズ・ラグラス」の講座を行っており、令和3年度は7組（延べ196名）の参加があった。	【スポーツ振興課】 ○スポート振興課では、引き続き次の4つの施策を掲げ取組みます。 ①障がい者のスポーツの理解を広める、 ②障がい者スポーツの環境づくり（場の確保・種目の普及）、 ③障がい者スポーツ指導者資格の取得、 ④地域団体・競技団体との連携・協力。 障がい者の参加を促すために、より一層の周知と推進を行う。 障がい者スポーツの理解を深めるとともに、酒田市障がい者福祉社会や山形県障がい者が健続して活動できるよう支援していく。
(3) スポーツ・レクリエーションの振興	スポーツ・レクリエーションの振興	O「障がい者スポーツ大会」等について、継続して実施していくことによる重要な資源として機能訓練や社会参加意欲にもつながります。	O「障がい者スポーツ大会」等について、継続して実施していくことによる重要な資源として機能訓練や社会参加意欲にもつながります。	○令和3年度はコロナ禍の影響により来場者数が減少したが、酒田市文化芸術基本条例及び酒田市文化芸術推進計画のもと、「社会包摂と育成」の方針も含め、今後も市内の障がい者団体・地域団体と協力しながら、広く市民に多様なアートの魅力を発信していく。	【社会教養文化課】 本市在住の障がいのある方の絵画や書道など幅広いジャンルの126点のアート作品と、本市の作家佐藤真生さんとの展示が行われました。「いいいろいろ展」を出羽遊心館で実施し約650人が来場しました。また、コンテンポラリーダンサー中村春氏による酒田市特別支援学校でのダンスワークショップも実施し、生徒・教職員含め89人が参加しました。	【社会教養文化課】 令和3年度はコロナ禍の影響により来場者数が減少したが、酒田市文化芸術基本条例及び酒田市文化芸術推進計画のもと、「社会包摂と育成」の方針も含め、今後も市内の障がい者団体・地域団体と協力しながら、広く市民に多様なアートの魅力を発信していく。

基本目標	重点目標	現状と課題（計画策定期）	主要な施策（計画策定期）	進捗状況（具体的実施内容）	課題及び今後の方針性
3 安全で安心して生活できるまちづくり	(1) バリアフリー	障がい者、高齢者をはじめとして、女性や児童、外国人等すべての人が安全で安心して生活できるまちづくりを段差解消等のバリアフリーによるまちづくりの推進	○福祉のまちづくりの推進 「バリアフリー新法」や「山形県みんなにやさしいまちづくり条例」に基づき、バリアフリーやユニバーサルデザイン等の基準に沿った施設整備に努め、市民全体としての機運の醸成を図ります。	【建築課】 市ホームページにおいて、「山形県みんなにやさしいまちづくり条例」に基づいて、市に求め、バリアフリー等のバーサルデザインの推進について周知に努めています。	【建築課】 法的規制から外れる義務化対象外の建築物については、「山形県みんなにやさしいまちづくり条例」に基づき、「山形県みんなにやさしいまちづくり条例」に基づいた環境整備に努めます。環境整備に努めよう理解を求めるように理解を求め、市民への周知に努めます。
		本市の各公共施設においても、これに適合させており、車椅子用トイレ設置、施設入り口のスロープ設置、障がい者用駐車スペースなどの整備が進められています。新しい公設施では、玄関の段差解消や自動ドアの設置、障がい者用トイレの新設など、施設ごとのニーズに合わせた整備を進めています。道路や公園の改修に合わせて、歩行空間のバリアフリー化を促進し、歩道と車道との段差について段差の解消を図っています。	○公共施設のバリアフリー 本市の各公共施設においても、これに適合させており、車椅子用トイレ設置、施設入り口のスロープ設置、障がい者用駐車スペースなどの整備が進められています。新しい公設施では、玄関の段差解消や自動ドアの設置、障がい者用トイレの新設など、施設ごとのニーズに合わせた整備を進めています。道路や公園の改修に合わせて、歩行空間のバリアフリー化を促進し、歩道と車道との段差について段差の解消を図っています。	【建築課】 建築課受託工事においては、既存のバリアフリーの整備が義務化となるが、既存施設のバリアフリー化としては、バリアフリーの整備が義務化となるが、既存施設においては、改修計画の際に、ニーズを確認しながら、改修可能なものから随時整備を進めることを要がある。 市営住宅の改修計画は当面なし（アパート入口の段差解消は構成的に困難）。	【建築課】 【土木課】 一定規模の新築又は増築については、バリアフリーの整備が義務化となるが、既存施設においては、改修可能なものから随時整備を進めることを要がある。 市営住宅の改修計画は構成的に困難。
		既存建物の段差解消、施設入り口のスロープ設置、障がい者用駐車スペースなどの整備が進められています。新しい公設施では、玄関の段差解消や自動ドアの設置、障がい者用トイレの新設など、施設ごとのニーズに合わせた整備を進めています。道路や公園の改修に合わせて、歩行空間のバリアフリー化を促進し、歩道と車道との段差について段差の解消を図っています。	○既存建物の段差解消 既存建物の段差解消、施設入り口のスロープ設置、障がい者用トイレ設置、障がい者用駐車スペースなどの整備が進められています。新しい公設施では、玄関の段差解消や自動ドアの設置、障がい者用トイレの新設など、施設ごとのニーズに合わせた整備を進めています。道路や公園の改修に合わせて、歩行空間のバリアフリー化を促進し、歩道と車道との段差について段差の解消を図っています。	【整備課】 道路改修に合わせ、道路移動円滑化基準に基づき、車道から歩道への乗入れ段差の緩和を図った。	【整備課】 既存の歩道の多くは、歩行者等の安全性を確保するため、車道より一段高く整備されており、その全てを改修することは、多額の費用を要するため困難な状況である。今後も、道路改修に合わせ、歩道と車道の段差緩和に取り組むよう努める。
		不特定多数が利用する民間の建築物についても、バリアフリー化が進んでおり、一般の住宅への改修工事への助成制度を実施しています。	○民間建築物のバリアフリー 不特定多数が利用する民間建築物についても、バリアフリー化が進んでおり、一般の住宅への改修工事への助成制度について、パンフレットや市ホームページへの掲載をして周知を行います。	【建築課】 建築課付けています。	【建築課】 不特定多数が利用する民間建築物は、新バリアフリーにおいて一定規模の適合が義務化を建築する場合に基準への適合が義務化されています。市営住宅のバリアフリー工事に対して助成を行っている。

基本目標	重点目標	現状と課題（計画策定期）	主要な施策（計画策定期）	担当課	進捗状況（具体的実施内容）	課題及び今後の方針性
		移動面においては、公共交通機関としての「るんるんバス」は、車いす導入しておるバスでは、車いすが導入されています。民間でも同様のバスが事業でのタクシー利用や地域生活支援事業で外出時の移動支援などを推行しています。今後も必要があります。	○ 移動、交通手段のパリアフリー 「るんるんバス」車両においては、更新に合わせ、車いすに対応した低床バスの導入を継続します。 また、酒田市障がい者福祉会によるリフト付きバスを引き続き運行し、各種教室、医療機関や障がい者団体への移動会等への移動支援を継続します。 酒田市乗合バス及び酒田市乗合タクシー運賃の100円減額、ほとふくし券によるタクシー利用や移動支援などの助成を継続するなどもに、効果的に事業では、福祉タクシー（高齢者や障がい者、歩行困難な方が対象）や介護タクシー（要介護認定を受けている方が対象）を提供しているタクシー事業者があります。	都市デザイン課 福祉企画課	【都市デザイン課】 「るんるんバス」車両では、市街地を運行する毎日運行の路線において、車いすに対応した低床バスを導入している。 また、令和3年8月からの路線改編に合わせ、新規に車いす対応の低床バスを取得する。	【都市デザイン課】 車いすに対応した低床バスへの更新を基本とします。 ただし、バス路線網の中に車両に制限があるため、車両による運行状況などに応じて判断する。
		「るんるんバス」車両においては、車いす導入しておるバスでは、車いすが導入されています。民間でも同様のバスが事業でのタクシー利用や地域生活支援事業で外出時の移動支援などを推行しています。今後も必要があります。	○ 移動手段の利用促進 「るんるんバス」車両においては、更新に合わせ、車いすに対応した低床バスの導入を継続します。 また、酒田市障がい者福祉会によるリフト付きバスを引き続き運行し、各種教室、医療機関や障がい者団体への移動会等への移動支援を継続します。 酒田市乗合バス及び酒田市乗合タクシー運賃の100円減額、ほとふくし券によるタクシー利用や移動支援などの助成を継続するなどもに、効果的に事業では、福祉タクシー（高齢者や障がい者、歩行困難な方が対象）や介護タクシー（要介護認定を受けている方が対象）を提供しているタクシー事業者があります。	都市デザイン課 福祉企画課	【障がい福祉系】 屋外での移動が困難な障がい者、または車いす児に対する外出のため以下のようないすを実施しています。 ○移動手段の利用促進事業 ・車両移送型委託分 589回 ・個別支援型 利用者2名 ・障がい児通所支援車両移送型給付分 70回	【障がい福祉系】 移動支援個別支援型（ガイドヘルパー）の利用者は、現在2名であるが、障害福祉サービスによる視覚障がい者の外出支援を行う「同行援護」を利用できないなど移動に支援を要する方へサービスの導入がないよう助成の継続が必要である。
		また、本市は令和3年に延期された東京2020オリンピック競技大会におけるユニバーサルデザインとの連携として登録されるとともに、「心のバリアフリー」や「ユニバーサルデザインの街づくり」などの共生社会の実現に向けた取り組みを実施する自治体「共生社会ホストタウン」に登録され、大会以降もその実作などで、バリアフリー情報の共有と更新を進めています。	○ パリアフリー情報の共有 東京2020オリンピック競技大会におけるユニバーサルデザインとの連携として登録されるとともに、「心のバリアフリー」や「ユニバーサルデザインの街づくり」などの共生社会の実現に向けた取り組みを実施する自治体「共生社会ホストタウン」に登録され、大会以降もその実作などで、バリアフリー情報の共有と更新を進めています。	交流観光課	【交流観光課】 ①厚木市と連携したニュージーランド車いすラグビー代表チームとの交流事業 酒田市まつまつ袋をプレゼントしたほか、代表チームとオンラインで交流した。 ②映画「海からねバカ」鑑賞会の開催 約900人が参加 ③酒田市スポーツ推進委員会研究協議会におけるスポーツ講演会の実施 義足アスリートとの交流、講演を通じて心のエキハーサルを推進。30人参加	【交流観光課】 ホストタウン推進協議会は3年度で解散したが、関係課と連携しながら、レガシーとして引き続き下記の事業に取り組んでいく。 (1) ニュージーランドから学ぶ共生社会の実現 ①心のバリアフリー ②バリアフリー観光 ③バラスボーットと共生社会

基本目標	重点目標 (2) ボランティア活動の促進	現状と課題（計画策定期時）	主要な施策（計画策定期時）		担当課 まちづくり推進課	進捗状況（具体的実施内容）	課題及び今後の方針性
			地域でのボランティア活動を促進するため、市は、家庭やサテライト活動など行政の支援だけではなく、ボランティア活動などを実施する。本市は、「公益が育まれる心」において、古くから他のを思っている心が育まれており、ボランティア・公益活動セントラル（社会福祉協議会東北公益文庫学人村）や、ボランティア連絡活動を促進し、地域でも、様々なボランティア活動があります。また、地域でも、地域関係団体等からのボランティアの依頼が増え、派遣要請者が多くなっています。さらに、聴覚障害がある者からも手話奉仕員養成を目的とした手話教室を実施しています。市障がい者スポーツボーツ大会ではボランティアによりスマートな運営が行われています。社会福祉協議会では、自治会長・民生・児童委員、福祉協力員の協力を得て、地域でのの支援、見守りネットワーク等を推進する活動が行われています。	障がいのある人々には、家庭やサテライト活動など行政の支援だけではなく、ボランティア活動が運営するボランティア活動センター「ボランティア・公益活動セントラル」による手話セミナー開催がある。本市は、「公益が育まれる心」として、古くから他のを思っている心が育まれており、ボランティア・公益活動セントラル（社会福祉協議会東北公益文庫学人村）や、ボランティア連絡活動を促進し、地域でも、様々なボランティア活動があります。また、地域でも、地域関係団体等からのボランティアの依頼が増え、派遣要請者が多くなっています。さらに、聴覚障害がある者からも手話奉仕員養成を目的とした手話教室を実施しています。市障がい者スポーツボーツ大会ではボランティアによりスマートな運営が行われています。社会福祉協議会では、自治会長・民生・児童委員、福祉協力員の協力を得て、地域でのの支援、見守りネットワーク等を推進する活動が行われています。			
【ボランティア活動の促進】 地域のボランティア活動を促進するため、市は、家庭やサテライト活動など行政の支援だけではなく、ボランティア活動などを実施する。本市は、「公益が育まれる心」において、古くから他のを思っている心が育まれており、ボランティア・公益活動セントラル（社会福祉協議会東北公益文庫学人村）や、ボランティア連絡活動を促進し、地域でも、様々なボランティア活動があります。また、地域でも、地域関係団体等からのボランティアの依頼が増え、派遣要請者が多くなっています。さらに、聴覚障害がある者からも手話奉仕員養成を目的とした手話教室を実施しています。市障がい者スポーツボーツ大会ではボランティアによりスマートな運営が行われています。社会福祉協議会では、自治会長・民生・児童委員、福祉協力員の協力を得て、地域でのの支援、見守りネットワーク等を推進する活動が行われています。	【まちづくり推進課】 ボランティア・公益活動センター（ボランティアが運営するボランティア活動センター）による手話セミナー開催の進捗状況は以下の通り。 ○登録団体／月未満在：140団体 ・セミナー利用者数／月未満在：3,153人 ・情報提供／市広報、市HP、電子メール、SNS、交流ひろば掲示版などで随時発信 ※R3には「NPO法人による発信を開始。 ○公益活動支援補助金（R3） ○公益のまちづくりに関する活動を促進する。 ・交付事業数／8事業 ※R3に制度を見直し、より新規団体の創出を支援するメニューに変更しました。 ○夏の学校の夏休み期間等を利用して、ボランティア団体や福祉施設等でのボランティアを募集する。 ・受入団体数／5団体 ・参加者数／34人 ○ボランティアコーディネーション力3級検定の実施 ・解説、ボランティアコーディネーション力の向上を図る。 ・毎年1回開催。 ・検定の事前・事後学習会も開催し、更なる理解促進に努めた。	担当課 まちづくり推進課	担当課 まちづくり推進課 福祉企画課	担当課 まちづくり推進課 ボランティア体験事業や、ボランティアコーディネーション力3級検定の開催も引き続き実施し、市民のボランティア活動の促進等を検討する。			
【障がい福祉係】 障がい者に対する支援は、以下のようになっています。市手話教室実施については、手話セミナー等に対し、コミュニケーション支援事業として、コミュニケーション支援事業を実施。 【利用（派遣）実績と主な内容】 ・医療機関受診、福祉会活動への参加講座（手話教室）を実施。 ・開催時期：6月～3月の全39回 ・受講者24名中、6名修了 ○手話奉仕員養成講座修了者向けにステップアップ講座を実施。 ・開催時期：6月～11月の全20回 ※講師は、市内外に在住する聴覚障害がい者が担当。酒田市障がい者福祉社会のスポーツ大会等では、公益大やボランティアの方が参加している。	【障がい福祉係】 手話等の福祉ボランティア活動に關しては、市手話教室ニーズに応じたものであります。手話の多様なニーズでは、人材・技術的な面で指導者育成の点では、人材・技術的な面で課題が残るが、障がい者との交流を通して、意見疎通におけるパリアフリーが一定程度進んでいることでは成果を上げている。その後も、広報等で呼びかけながら手話教室を実施していくことで、手話を提供し、福祉ボランティア活動の一層の普及に努めています。また、公益大やボランティア連絡協議会など公認団体とは連携強化していく。	担当課 まちづくり推進課	担当課 まちづくり推進課	担当課 まちづくり推進課 ボランティア体験事業や、ボランティアコーディネーション力3級�定の開催も引き続き実施し、市民のボランティア活動の促進等を検討する。			

基本目標	重点目標 (3) 防犯対策の 推進、消費者のト ラブルの防止	現状と課題（計画策定期時）	主要な施策（計画策定期時）	課題及び今後の方針性	
				担当課 危機管理課	進捗状況（具体的実施内容）
		障がい者が地域で安全、安心に生活していくうえ 災害時に巻き込まれることが重要です。	○防災体制の推進 災害時に巻き込まれることが多くの尊い命が失われ ます。多くの大震災では多くの尊い命が失われる 死亡率の約2倍となる報告もされています。高齢者、 障がい者等の要配慮者（防災上向らかの配慮者を要す る者）について、情報伝達、避難支援等、様々な場面で対応が不十分であったと指摘され ています。また、近年の異常気象による被害事や、新型コロナ ウイルス感染症の大流行など、日常生活を送 本市民の方などでの活動を要する者（高齢者や障が い者の自力で避難する者）の自立力を強化する方 向性に特徴的な防災活動が大きな役割を担うこ とに、地域の実情にあつた研修や訓練を行う必要があ ります。 障がい者支援施設については、老朽化した設備や 防災のための改修を行う必要があります。	【危機管理課】 ・要配慮者への支援については、地域における災害時に主防災組織が重視されるべき事項として、災害時に要配慮者台帳（個別計画）を充実させ、災害時には行政、消防そして地域の防災活動の設立を図っている。 【自主防災組織の設立状況】 H31年度末現在 95.7% R 2年度末現在 95.7% R 3年度末現在 95.7% ・地域の防災活動の中心となるリーダーを育成し、出前講座に加えて、自主防災組織など地域内に密着した組織を対象とした研修、訓練会を実施している。 要配慮者への支援が重要であるため、自治会ごとの自主防災組織の設立を促し、地域の実情に合わせて研修、訓練の実施を呼びかけ、防災体制の確立を図ります。	【危機管理課】 ・要配慮者への支援については、地域における災害時に主防災組織が重視されるべき事項として、災害時に要配慮者台帳（個別計画）を充実させ、災害時には行政、消防そして地域の防災活動の設立を図っている。 【自主防災組織の設立状況】 H31年度末現在 95.7% R 2年度末現在 95.7% R 3年度末現在 95.7% ・地域の防災活動の中心となるリーダーを育成し、出前講座に加えて、自主防災組織など地域内に密着した組織を対象とした研修、訓練会を実施している。 要配慮者への支援が重要であるため、自治会ごとの自主防災組織の設立を促し、地域の実情に合わせて研修、訓練の実施を呼びかけ、防災体制の確立を図ります。
		障がい者が地域で安全、安心に生活していくうえ 災害時に巻き込まれることが重要です。	○防災体制の推進 災害時に巻き込まれることが多くの尊い命が失われ ます。多くの大震災では多くの尊い命が失われる 死亡率の約2倍となる報告もされています。高齢者、 障がい者等の要配慮者（防災上向らかの配慮者を要す る者）について、情報伝達、避難支援等、様々な場面で対応が不十分であったと指摘され ています。また、近年の異常気象による被害事や、新型コロナ ウイルス感染症の大流行など、日常生活を送 本市民の方などでの活動を要する者（高齢者や障が い者の自力で避難する者）の自立力を強化する方 向性に特徴的な防災活動が大きな役割を担うこ とに、地域の実情にあつた研修や訓練を行う必要があ ります。 障がい者支援施設については、老朽化した設備や 防災のための改修を行う必要があります。	【危機管理課】 ・要配慮者へ支援を行うため、地域の連携による避難行動要支援 ・災害時要援護者台帳を作成を推進するには、今後も台帳整備を促進するとともに、防災訓練計 画の充実など、災害時に即した対応が求められるようになります。	【地域福祉社係】 ・防災、福祉計画作成を推進するには、今後も台帳整備を促進するとともに、防災訓練計 画の充実など、災害時に即した対応が求められるようになります。
		障がい者が地域で安全、安心に生活していくうえ 災害時に巻き込まれることが重要です。	○消費トラブルの防止 障がい者が高齢者とともに、振り込まれ詐欺などの 消費者トラブルの被害に遭うおそれがあること、市民相 互に巻き込まれず安心して暮らせるように、将来より 犯罪や出前講座等により今後も啓発活動を行います。 ・要配慮者（高齢者や障がい者）の身近な犯罪に より、声かけや見守りなど各種防犯対策を推進 します。	【まちづくり推進課】 各地区の防犯協会を通じて地域住民の防犯意識の向上と協力 が不可欠である。人口減少、少子高齢化、防犯協会 の組織維持が難しくなっています。 ・防犯意識維持が難しくなっている。また、出前講座を障がい者団体、 市広報やホームページ等で啓発活動を行った。 ・労働先、就業者や就業者扶助、社会扶助法等の対応方針を改め ました。出前講座を障がい者団体、市広報やホームページ等で啓 発活動を行った。 ・労働者トラブルの対処法について啓発した。 福祉部門では、新・車の根事業（見守り ネットワーク支機能事業）において、民生委 員、児童委員、福祉協力員等による見守り 活動が行われている。	【地域福祉社係】 ・引き続き、地域での見守り活動を推進し ていく。

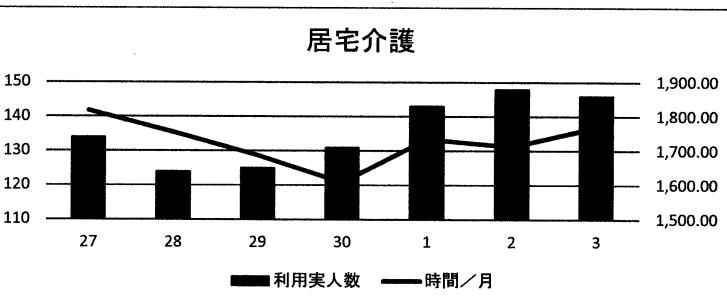
【居宅介護】

【内容】

ヘルパーが自宅を訪問し、入浴や排泄、食事などの介助を行います。

【対象】

区分1以上。身体介護を伴う通院介助は区分2以上。それに相当する状態の障がい児を含む。



【計画値】	30	1	2	3	4	5
利用実人数	116	112	108	149	152	155
時間／月	1,405.00	1,258.00	1,126.00	1,699.00	1,682.00	1,666.00
利用延時間	16,860.00	15,096.00	13,512.00	20,388.00	20,184.00	19,992.00
利用施設数						

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	134	124	125	131	143	148	146		
時間／月	1,817.50	1,754.83	1,687.29	1,608.46	1,734.42	1,712.27	1,769.27		
利用延時間	21,810.00	21,058.00	20,247.50	19,301.50	20,813.00	20,547.25	21,231.25		
利用施設数	13	10	10	8	7	7	7		

	27	28	29	30	1	2	3	平均伸び率
利用実人数	—	92.5%	100.8%	104.8%	109.2%	103.5%	98.6%	101.6%
時間／月	—	96.6%	96.2%	95.3%	107.8%	98.7%	103.3%	99.7%
利用延時間	—	96.6%	96.2%	95.3%	107.8%	98.7%	103.3%	99.7%
利用施設数	—	76.9%	100.0%	80.0%	87.5%	100.0%	100.0%	90.7%

3年度の実績	利用実人数は前年度とほぼ同様したが、利用延時間は増加している。人数はあまり変わらないが、知的障がい、精神障がいのある方で支援が必要な方が増えた結果、利用延時間が増加したと捉えている。
その他	

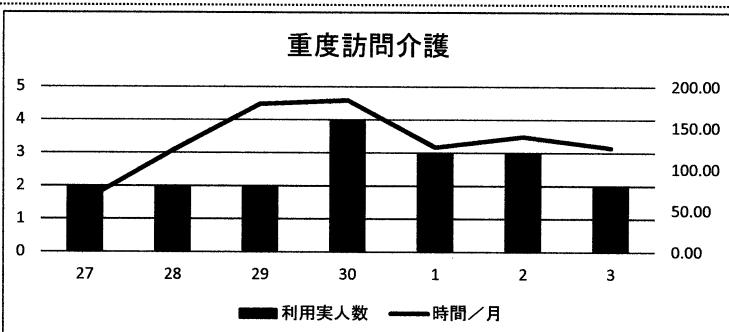
【重度訪問介護】

【内容】

重度の障がい者にヘルパーが身体介護や家事援助並びに外出時における移動中の介護など、総合的な居宅介護サービスを提供します。

【対象】

区分4以上。



【計画値】	30	1	2	3	4	5
利用実人数	3	4	4	4	5	6
時間／月	180.00	240.00	240.00	143.00	151.00	160.00
利用延時間	2,160.00	2,880.00	2,880.00	1,716.00	1,812.00	1,920.00
利用施設数						

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	2	2	2	4	3	3	2		
時間／月	62.17	123.21	179.18	183.71	126.96	139.50	126.17		
利用延時間	746.00	1,478.50	2,150.20	2,204.50	1,523.50	1,674.00	1,514.00		
利用施設数	2	2	3	3	2	2	1		

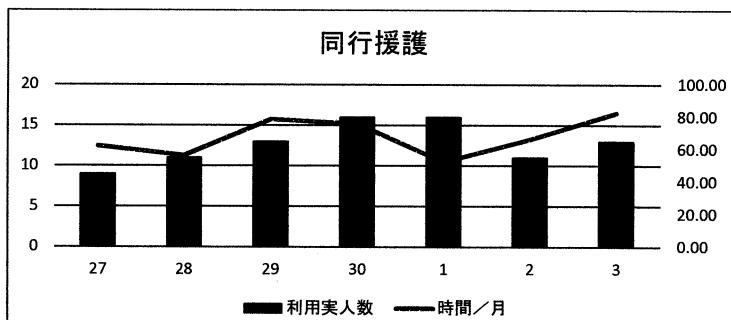
	27	28	29	30	1	2	3	平均伸び率
利用実人数	—	100.0%	100.0%	200.0%	75.0%	100.0%	66.7%	106.9%
時間／月	—	198.2%	145.4%	102.5%	69.1%	109.9%	90.4%	119.3%
利用延時間	—	198.2%	145.4%	102.5%	69.1%	109.9%	90.4%	119.3%
利用施設数	—	100.0%	125.0%	120.0%	66.7%	100.0%	50.0%	93.6%

3年度の実績	利用者が前年度より減少し、利用延べ時間も減少している。
その他	

【同行援護】

【内容】
視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。

【対象】
独自の評価指標による。ただし身体介護を伴う場合は区分2以上。



	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	9	11	13	16	13	15	18	21	21
時間／月	62.29	56.29	78.67	75.92	84.00	90.00	54.00	55.00	56.00
利用延時間	747.50	675.50	944.00	911.00	168.00	180.00	648.00	660.00	672.00
利用施設数	6	8	7	4	5	5	3		

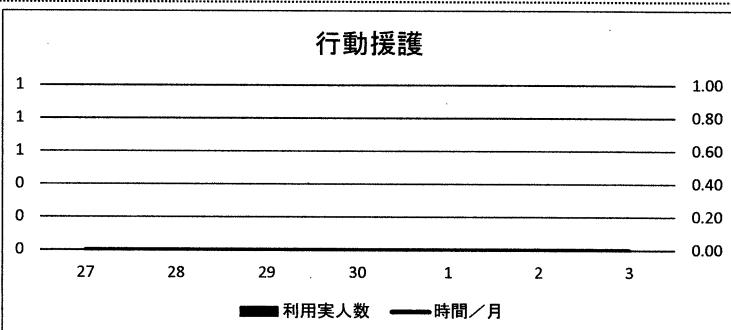
【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	—	122.2%	118.2%	123.1%	100.0%	68.8%	118.2%	108.4%	
時間／月	—	90.4%	139.7%	96.5%	69.0%	126.5%	124.5%	107.8%	
利用延時間	—	90.4%	139.7%	96.5%	69.0%	126.5%	124.5%	107.8%	
利用施設数	—	133.3%	87.5%	57.1%	125.0%	100.0%	60.0%	93.8%	

3年度の実績	利用実人数、利用延時間ともに前年度より増加している。前年度のコロナ禍による活動自粛が軽減されたと考えている。
その他	

【行動援護】

【内容】
知的障がいや精神障がいにより、行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するときに必要な介助や外出時の移動の補助を行います。

【対象】
区分3以上でこれに相当する状態の障がい児を含む。



【計画値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数				1	2	3	1	2	3
時間／月				4.00	8.00	12.00	4.00	8.00	12.00
利用延時間				48.00	96.00	144.00	48.00	96.00	144.00
利用施設数									

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	0	0	0	0	0	0	0		
時間／月	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
利用延時間	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
利用施設数	0	0	0	0	0	0	0		

利用実人数	27	28	29	30	1	2	3	平均伸び率
時間／月	—	—	—	—	—	—	—	—
利用延時間	—	—	—	—	—	—	—	—
利用施設数	—	—	—	—	—	—	—	—

3年度の実績	利用実績なし
その他	

【重度障がい者等包括支援】

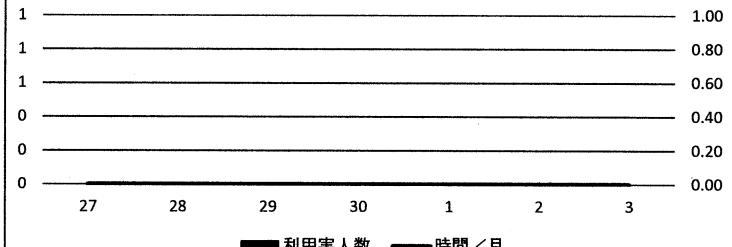
【内容】

常に介護が必要な最重度の障がいがある人に、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供します。

【対象】

区分6でこれに相当する状態の障がい児含む。

重度障がい者等包括支援



【計画値】

	30	1	2	3	4	5
利用実人数	1	1	1	1	1	1
時間／月	240.00	240.00	240.00	240.00	240.00	240.00
利用延時間	2,880.00	2,880.00	2,880.00	2,880.00	2,880.00	2,880.00
利用施設数						

【実績値】

	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	0	0	0	0	0	0	0		
時間／月	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
利用延時間	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
利用施設数	0	0	0	0	0	0	0		

【計画値】

	27	28	29	30	1	2	3	平均伸び率
利用実人数	—	—	—	—	—	—	—	—
時間／月	—	—	—	—	—	—	—	—
利用延時間	—	—	—	—	—	—	—	—
利用施設数	—	—	—	—	—	—	—	—

3年度の実績

利用実績なし

その他

【生活介護】

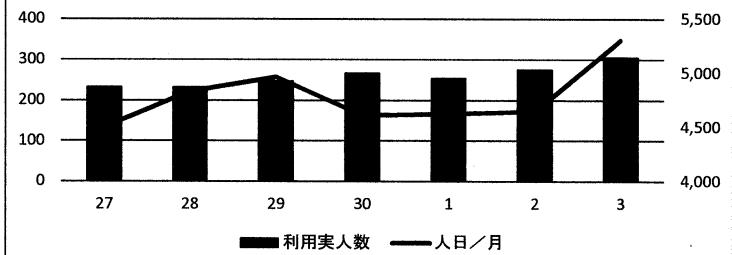
【内容】

常に介護が必要な人に、主に昼間に施設で入浴や排泄、食事の介護や創作活動などの機会を提供します。

【対象】

区分3以上。50歳以上は区分2。ただし入所施設ではそれぞれ区分4と区分3以上。

生活介護



【計画値】

	30	1	2	3	4	5
利用実人数	239	242	246	264	270	275
人日／月	5,302	5,553	5,815	4,534	4,489	4,444
利用延回数	63,624	66,636	69,780	54,408	53,868	53,328
利用施設数						

【実績値】

	27	28	29	30	1	2	3	平均伸び率
利用実人数	233	232	247	267	254	276	305	—
人日／月	4,503	4,834	4,964	4,611	4,626	4,647	5,304	—
利用延回数	54,032	58,010	59,567	55,336	55,507	57,760	63,650	—
利用施設数	26	24	28	25	28	31	30	—

【計画値】

	27	28	29	30	1	2	3	平均伸び率
利用実人数	—	99.6%	106.5%	108.1%	95.1%	108.7%	110.5%	104.7%
人日／月	—	107.4%	102.7%	92.9%	100.3%	100.5%	114.1%	103.0%
利用延回数	—	107.4%	102.7%	92.9%	100.3%	104.1%	110.2%	102.9%
利用施設数	—	92.3%	116.7%	89.3%	112.0%	110.7%	96.8%	103.0%

3年度の実績

利用実人数、利用延時間ともに前年度より大幅に増加している。他のサービスからの移動(自立訓練)が多かったため。

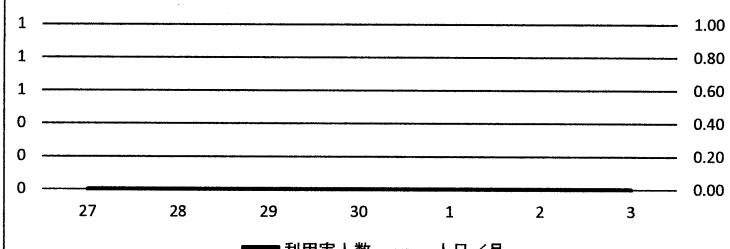
その他

【自立訓練(機能訓練)】

【内容】
身体障がい者が自立した日常生活・社会生活を営めるよう、必要な身体機能向上（理学療法、作業療法）などの訓練を行います。

【対象】

自立訓練(機能訓練)



【計画値】	30	1	2	3	4	5
利用実人数	1	2	2	1	1	1
人日／月	22.00	44.00	44.00	22	22	22
利用延時間	264.00	528.00	528.00	264.00	264.00	264.00
利用施設数						

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	0	0	0	0	0	0	0		
人日／月	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
利用延時間	0.00	0.00	0.00	0	0	0.00	0		
利用施設数	0	0	0	0	0	0	0		

	27	28	29	30	1	2	3	平均伸び率
利用実人数	—	—	—	—	—	—	—	—
人日／月	—	—	—	—	—	—	—	—
利用延時間	—	—	—	—	—	—	—	—
利用施設数	—	—	—	—	—	—	—	—

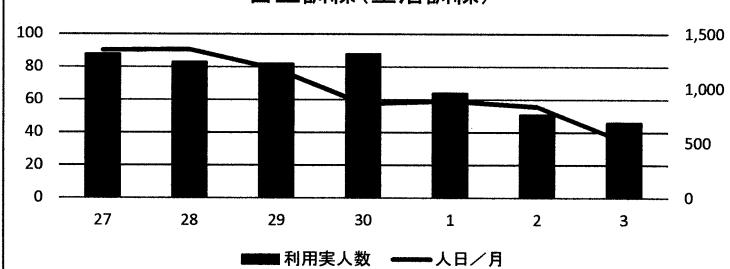
3年度の実績	利用実績なし
その他	

【自立訓練(生活訓練)】

【内容】
知的障がい者、精神障がい者が自立した日常生活を営めるよう、生活能力向上などの訓練を行います。

【対象】

自立訓練(生活訓練)



【計画値】	30	1	2	3	4	5
利用実人数	85	85	85	60	55	55
人日／月	1,540	1,540	1,540	737	671	610
利用延回数	18,480	18,480	18,480	8,844	8,052	7,320
利用施設数						

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	平均伸び率
利用実人数	88	83	82	88	64	51	46	
人日／月	1,353	1,359	1,179	862	890	836	519	
利用延回数	16,235	16,313	14,152	10,346	10,677	10,036	6,222	
利用施設数	14	15	13	11	13	13	8	

	27	28	29	30	1	2	3	平均伸び率
利用実人数	—	94.3%	98.8%	107.3%	72.7%	79.7%	90.2%	90.5%
人日／月	—	100.5%	86.8%	73.1%	103.2%	94.0%	62.1%	86.6%
利用延回数	—	100.5%	86.8%	73.1%	103.2%	94.0%	62.0%	86.6%
利用施設数	—	107.1%	86.7%	84.6%	118.2%	100.0%	61.5%	93.0%

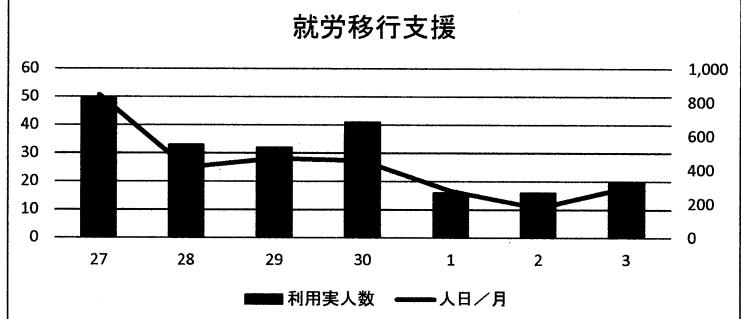
3年度の実績	利用実人数、利用延時間は減少している。他のサービスからの移動(生活介護)が多かったため。
その他	今後は利用実人数及び利用延べ回数ともに減少が見込まれる。事業所も減少している。

【就労移行支援】

【内容】

就労を希望する65歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されると見込まれる者に、生産活動などを通じて知識や能力を養成することで適性にあった就労ができるよう支援（職業訓練）を行います。

【対象】



【計画値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数				32	34	35	16	14	14
人日／月				584	625	667	225	203	182
利用延回数				7,008	7,500	8,004	2,700	2,436	2,184
利用施設数									

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	50	33	32	41	16	16	20		
人日／月	846	416	470	457	278	177	297		
利用延回数	10,152	4,988	5,634	5,481	3,332	2,824	3,561		
利用施設数	10	12	10	10	9	9	.8		

	27	28	29	30	1	2	3	平均伸び率
利用実人数	—	66.0%	97.0%	128.1%	39.0%	100.0%	125.0%	92.5%
人日／月	—	49.1%	113.0%	97.3%	60.8%	63.7%	167.8%	92.0%
利用延回数	—	49.1%	113.0%	97.3%	60.8%	84.8%	126.1%	88.5%
利用施設数	—	120.0%	83.3%	100.0%	90.0%	100.0%	88.9%	97.0%

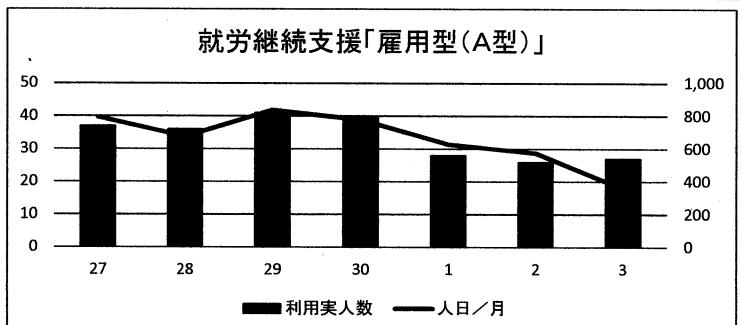
3年度の実績	ここ数年、利用者が減少していたが（標準利用期間あり）、令和3年度は、利用実人数、利用延回数ともに増加した。
その他	事業所が減っており、利用できる事業所が少ないのが課題である。

【就労継続支援「雇用型（A型）】

【内容】

就労移行支援事業を利用したが一般企業の雇用に結びつかなかった者等を雇用し、職業訓練を行うことによって、一般就労への移行を支援します。事業者と利用者は雇用契約を締結し、労働関係法規が適用されます。

【対象】



【計画値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数				36	36	36	25	24	23
人日／月				674	674	674	580	556	534
利用延回数				8,088	8,088	8,088	6,960	6,672	6,408
利用施設数									

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	37	36	41	40	28	26	27		
人日／月	794	676	837	779	629	576	358		
利用延回数	9,524	8,106	10,041	9,348	7,547	6,910	4,292		
利用施設数	4	6	4	4	3	4	5		

	27	28	29	30	1	2	3	平均伸び率
利用実人数	—	97.3%	113.9%	97.6%	70.0%	92.9%	103.8%	95.9%
人日／月	—	85.1%	123.9%	93.1%	80.7%	91.6%	62.2%	89.4%
利用延回数	—	85.1%	123.9%	93.1%	80.7%	91.6%	62.1%	89.4%
利用施設数	—	150.0%	66.7%	100.0%	75.0%	133.3%	125.0%	108.3%

3年度の実績	利用実人数は前年度と変わりないが、利用延時間は大幅に減少している。令和3年9月に市内に1つあったA型事業所が閉所した。
その他	令和4年7月に新たに1事業所が開所した。

【就労継続支援「非雇用型(Ｂ型)」】

【内容】

就労移行支援事業を利用したが一般企業の雇用に結びつかなかった者等を対象に、職業訓練を通して、一般就労に向けた支援を行います。

【対象】

【計画値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数				319	380	453	381	427	478
人日／月				4,935	5,827	6,882	6,305	6,998	7,768
利用延回数				59,220	69,924	82,584	75,660	83,976	93,216
利用施設数									

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	196	225	261	320	304	297	340		
人日／月	3,338	3,538	4,311	4,806	5,117	5,327	5,561		
利用延回数	40,055	42,456	51,730	57,675	61,402	63,923	66,728		
利用施設数	34	34	37	38	41	43	43		

	27	28	29	30	1	2	3	平均伸び率
利用実人数	—	114.8%	116.0%	122.6%	95.0%	97.7%	114.5%	110.1%
人日／月	—	106.0%	121.8%	111.5%	106.5%	104.1%	104.4%	109.0%
利用延回数	—	106.0%	121.8%	111.5%	106.5%	104.1%	104.4%	109.0%
利用施設数	—	100.0%	108.8%	102.7%	107.9%	104.9%	100.0%	104.0%

3年度の実績	利用実人数は、利用延時間とともに前年度より増加している。理由としては、新規の方にプラスして他のサービスからの移動（自立訓練）が多くなったため。
その他	

【就労定着支援】

【内容】

一般就労した障がい者が職場に定着できるよう、一定期間、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。

【対象】

【計画値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数				3	4	5	10	10	10
人日／月									
利用延回数									
利用施設数									

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	0	0	0	1	8	13	11		
人日／月	0.00	0.00	0.00	1.00	9.00	10.00	10		
利用延回数	0.00	0.00	0.00	1.00	62.00	118.00	125		
利用施設数	0	0	0	1	2	2	2		

	27	28	29	30	1	2	3	平均伸び率
利用実人数	—	—	—	—	800.0%	162.5%	84.6%	349.0%
人日／月	—	—	—	—	900.0%	111.1%	100.0%	370.4%
利用延回数	—	—	—	—	6200.0%	190.3%	105.9%	2165.4%
利用施設数	—	—	—	—	200.0%	100.0%	100.0%	133.3%

3年度の実績	利用実人数は若干減少したが、利用延回数は前年度とほぼ同様である。
その他	

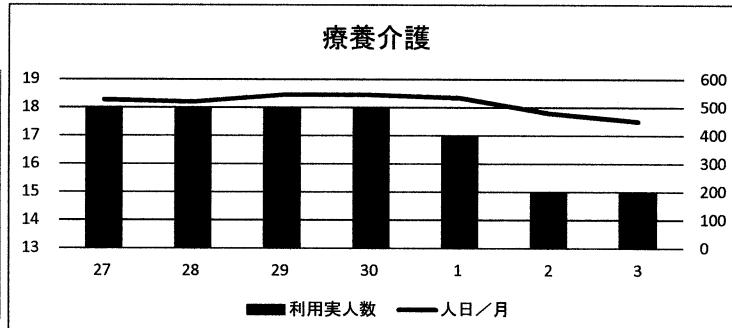
【療養介護】

【内容】

医療が必要な障がい者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護などを提供します。

【対象】

区分6の筋萎縮性側索硬化症等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理者。区分5以上の筋ジストロフィー患者等。



【計画値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数				20	21	22	16	16	16
人日／月				600	630	660	480	480	480
利用延回数									
利用施設数									

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	18	18	18	18	17	15	15		
人日／月	528	520	545	545	534	480	450		
利用延回数	6,331	6,241	6,545	6,542	6,412	5,759	5,397		
利用施設数	4	4	4	4	4	4	4		

	27	28	29	30	1	2	3	平均伸び率
利用実人数	—	100.0%	100.0%	100.0%	94.4%	88.2%	100.0%	97.1%
人日／月	—	98.6%	104.9%	100.0%	98.0%	89.8%	93.8%	97.5%
利用延回数	—	98.6%	104.9%	100.0%	98.0%	89.8%	93.7%	97.5%
利用施設数	—	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

3年度の実績	利用実人数、利用延回数は前年度とほぼ同様である。
その他	

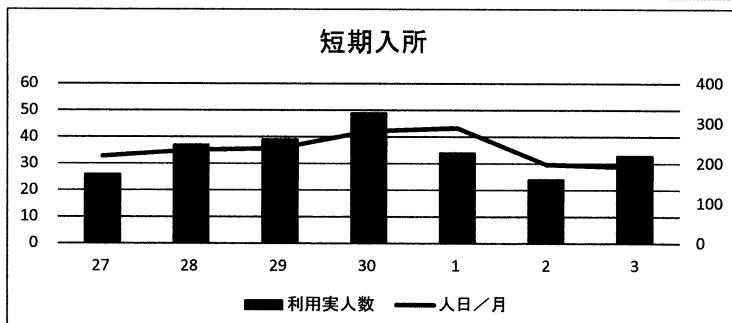
【短期入所】

【内容】

在宅での介護が一時的に困難になった場合に、短期間施設に入所し、夜間も含め施設で入浴や排泄、食事の介護などのサービスを提供します。

【対象】

区分1以上。障がい児については別に定める区分が1以上。



【計画値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	26	37	39	49	34	24	33		
人日／月	219	234	239	281	289	198	191		
利用延回数	2,625	2,810	2,865	3,373	3,466	2,376	2,291		
利用施設数	10	10	10	11	12	12	13		

	27	28	29	30	1	2	3	平均伸び率
利用実人数	—	142.3%	105.4%	125.6%	69.4%	70.6%	137.5%	108.5%
人日／月	—	107.0%	102.0%	117.7%	102.8%	68.6%	96.5%	99.1%
利用延回数	—	107.0%	102.0%	117.7%	102.8%	68.6%	96.4%	99.1%
利用施設数	—	100.0%	100.0%	110.0%	109.1%	100.0%	108.3%	104.6%

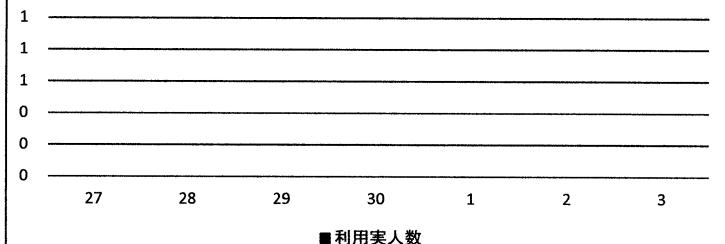
3年度の実績	利用実人数は前年度より増加したが、利用延回数は減少している。コロナによる施設側の受け入れ制限と利用自粛が令和2年度に続き、令和3年度も影響している。
その他	

【自立生活援助】

【内容】
障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしを希望する障がい者に対して、一定期間、定期的な巡回訪問や適切な支援を行います。

【対象】

自立生活援助



【計画値】	30	1	2	3	4	5
利用実人数	20	20	20	2	2	2

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	27	28	29	30	1	2	3	4	平均伸び率
利用実人数	—	—	—	—	—	—	—	—	—

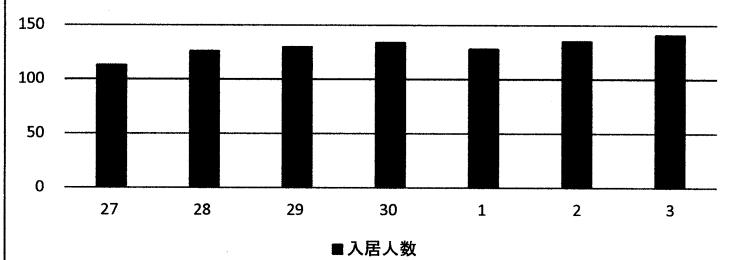
3年度の実績	利用実績なし
その他	

【共同生活援助(グループホーム)】

【内容】
地域で共同生活を営むのに支障のない人に、共同生活を営む住居において、主に夜間に相談、入浴、排泄、食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

【対象】

共同生活援助(グループホーム)



【計画値】	30	1	2	3	4	5
入居人数	152	168	184	136	140	144
利用施設数						

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
入居人数	113	126	130	134	128	135	141		
利用施設数	21	18	25	22	23	23	24		

	27	28	29	30	1	2	3	4	平均伸び率
入居人数	—	111.5%	103.2%	103.1%	95.5%	105.5%	104.4%		102.3%
利用施設数	—	85.7%	138.9%	88.0%	104.5%	100.0%	104.3%		107.2%

3年度の実績	入居者数は前年度より増加している。
その他	入居施設の整備が進めば今後も入居者数は増加していくものと見込まれる。

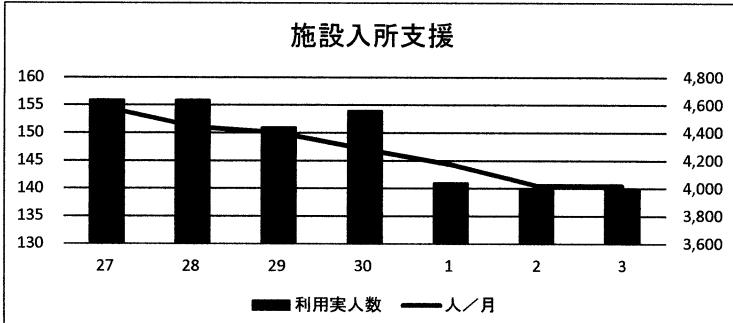
【施設入所支援】

【内容】

施設入所者に対して、主に夜間に入浴、排泄、食事の介護などのサービスを提供します。

【対象】

区分4以上。50歳以上は区分3以上。



【計画値】

	30	1	2	3	4	5
利用実人数	150	149	147	140	139	137
人／月	4,500	4,470	4,410	4,200	4,170	4,110
利用延回数						
利用施設数						

【実績値】

	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	156	156	151	154	141	140	140		
人日／月	4,580	4,445	4,401	4,284	4,172	4,020	4,017		
利用延回数	54,955	53,338	52,816	51,405	50,066	48,236	48,198		
利用施設数	16	15	16	15	13	14	12		

【実績値】

	27	28	29	30	1	2	3	平均伸び率
利用実人数	—	100.0%	96.8%	102.0%	91.6%	99.3%	100.0%	97.9%
人日／月	—	97.1%	99.0%	97.3%	97.4%	96.4%	99.9%	98.0%
利用延回数	—	97.1%	99.0%	97.3%	97.4%	96.3%	99.9%	98.0%
利用施設数	—	93.8%	106.7%	93.8%	86.7%	107.7%	85.7%	96.1%

3年度の実績

利用実人数、利用延回数は前年度とほぼ同様である。

その他

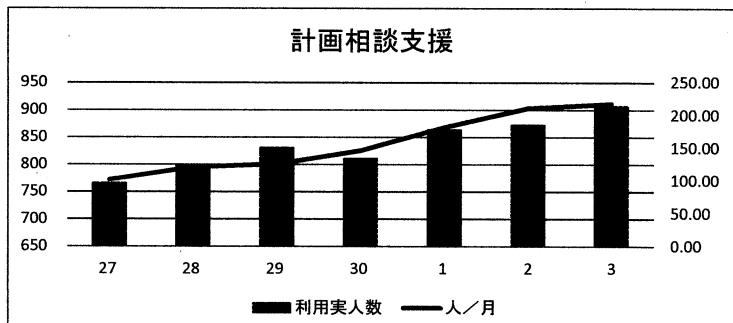
施設入所から地域生活(グループホーム等)への移行を計画の目標に掲げているが、入所者が亡くなったり介護施設へ入所するなどで一時的に減少するが、入所待ちの方がいる状況である。全体的には、緩やかに減少している。

【計画相談支援】

【内容】

障がい福祉サービスを利用する際に、サービス利用にかかる計画作成、利用調整などの支援を行っています。

【対象】



【計画値】

	30	1	2	3	4	5
利用実人数	898	952	1,009	822	874	926
人／月	196	233	277	193	199	205
利用延回数						
利用施設数						

【実績値】

	27	28	29	30	1	2	3	平均伸び率
利用実人数	—	104.3%	104.0%	97.6%	106.5%	101.0%	103.9%	102.6%
人／月	—	118.9%	104.1%	116.2%	124.3%	115.9%	103.3%	112.8%
利用延回数	—	118.9%	104.1%	116.2%	124.3%	116.0%	103.3%	112.8%
利用施設数	—	100.0%	103.7%	96.4%	107.4%	110.3%	100.0%	103.6%

3年度の実績

利用実人数は、利用延時間とともに前年度より増加している。利用者の増はモニタリングの回数を増やしたりと、相談支援の充実によるものと捉えている。

その他

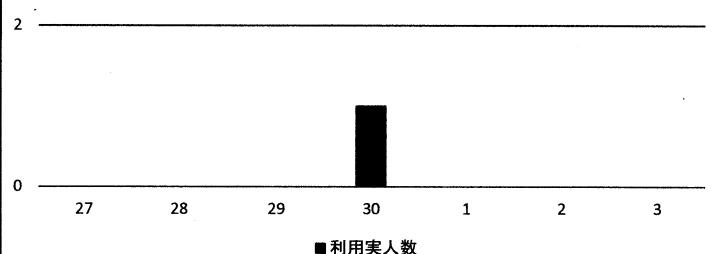
【地域移行支援】

【内容】

住宅の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などの支援を行います。

【対象】

地域移行支援



【計画値】

	30	1	2	3	4	5
利用実人数	2	4	6	2	4	6
利用施設数						

【実績値】

	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	0	0	0	1	0	0	0		
利用施設数	0	0	0	1	0	0	0		

【計画値】

	27	28	29	30	1	2	3	平均伸び率
利用実人数	—	—	—	—	—	—	—	—
利用施設数	—	—	—	—	—	—	—	—

3年度の実績

30年3月のみ利用。

その他

3年度の実績	30年3月のみ利用。
その他	

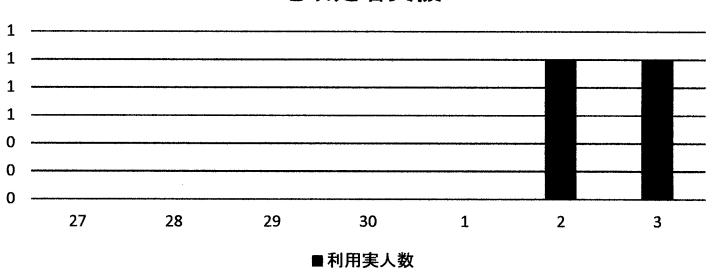
【地域定着支援】

【内容】

当時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談などの支援を行います。

【対象】

地域定着支援



【計画値】

	30	1	2	3	4	5
利用実人数	3	6	9	2	4	6
利用施設数						

【実績値】

	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	0	0	0	0	0	1	1	1	
利用施設数	0	0	0	0	0	1	1		

【計画値】

	27	28	29	30	1	2	3	平均伸び率
利用実人数	—	—	—	—	—	—	100.0%	—
利用施設数	—	—	—	—	—	—	100.0%	—

3年度の実績

前年同様1名の利用があった。

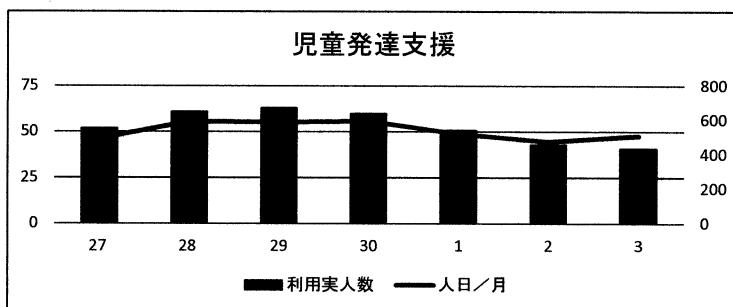
その他

3年度の実績	前年同様1名の利用があった。
その他	

【児童発達支援】

【内容】
日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

【対象】
療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児。



【計画値】	30	1	2	3	4	5
利用実人数	84	98	114	39	37	36
人日／月	476	426	380	501	493	486
利用日数						
利用施設数						

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	52	61	63	60	51	43	41		
人日／月	494	594	589	595	521	476	509		
利用延回数	5,926.00	7,125.00	7,073.00	7,141.00	6,253.00	5,715.00	6,104.00		
利用施設数	4	5	6	6	4	3	5		

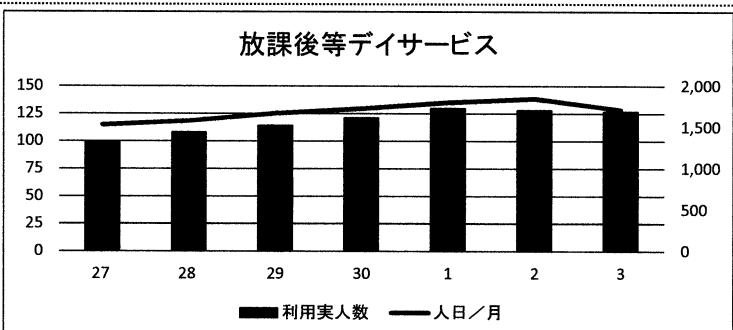
	27	28	29	30	1	2	3	平均伸び率
利用実人数	—	117.3%	103.3%	95.2%	85.0%	84.3%	95.3%	96.7%
人日／月	—	120.2%	99.3%	101.0%	87.6%	91.3%	106.9%	101.1%
利用延回数	—	120.2%	99.3%	101.0%	87.6%	91.4%	106.8%	101.0%
利用施設数	—	125.0%	120.0%	100.0%	66.7%	75.0%	166.7%	108.9%

3年度の実績	計画値並みの実績となっている。また、前年度比においても、月利用人数で33人増、利用延べ回数において389回増となっている。
その他	

【放課後等デイサービス】

【内容】
授業の終了後または学校の休業日に、放課後等デイサービス等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

【対象】
学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後または休日に支援が必要と認められた障がい児。



【計画値】	30	1	2	3	4	2
利用実人数	123	131	140	126	135	144
人日／月	1,728	1,826	1,930	1,972	2,062	2,156
利用日数						
利用施設数						

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	100	108	114	121	130	128	127		
人日／月	1,532	1,578	1,670	1,729	1,804	1,848	1,715		
利用延回数	18,378	18,938	20,038	20,747	21,646	22,175	20,584		
利用施設数	11	13	13	14	13	15	17		

	27	28	29	30	1	2	3	平均伸び率
利用実人数	—	108.0%	105.6%	106.1%	107.4%	98.5%	99.2%	104.1%
人日／月	—	103.0%	105.8%	103.5%	104.3%	102.4%	92.8%	102.0%
利用延回数	—	103.0%	105.8%	103.5%	104.3%	102.4%	92.8%	102.0%
利用施設数	—	118.2%	100.0%	107.7%	92.9%	115.4%	113.3%	107.9%

3年度の実績	利用実人数はほぼ計画値であるが、月利用人数については計画値を下回っている。前年度比で、月利用人数が133人減、利用延べ人数が1,591人減となっている。
その他	

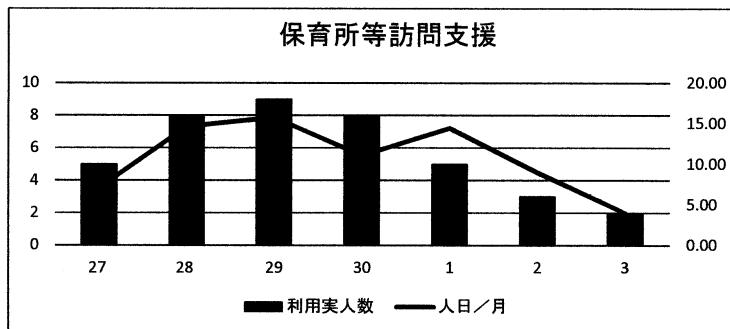
【保育所等訪問支援】

【内容】

保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

【対象】

保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他の児童が集団生活を営む施設に通う障がい児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障がい児。



【計画値】

	30	1	2	3	4	5
利用実人数	10	10	10	4	4	4
人日／月	18	18	18	16	17	17
利用日数						
利用施設数						

【実績値】

	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	5	8	9	8	5	3	2		
人日／月	7	15	16	11	14	9	4		
利用延回数	85	176	189	133	173	113	42		
利用施設数	1	1	1	1	1	1	1		

【実績値】

3年度の実績	利用実人数、月利用人数とも計画値を下回っている。前年度比で実利用人数は1人減、利用延べ回数は71回減となっている。
その他	

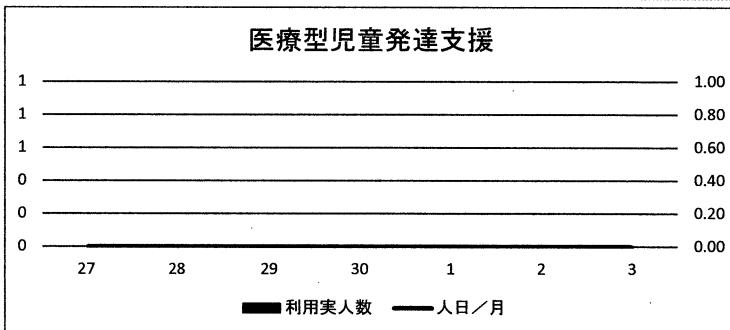
【医療型児童発達支援】

【内容】

児童発達支援及び治療を行います。

【対象】

肢体不自由児（上肢、下肢または体幹の機能障がい）があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児）



【計画値】

	30	1	2	3	4	5
利用実人数	1	1	1	1	1	1
人日／月	1	1	1	1	1	1
利用日数						
利用施設数						

【実績値】

	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	0	0	0	0	0	0	0		
人日／月	0	0	0	0	0	0	0		
利用延回数	0	0	0	0	0	0	0		
利用施設数	0	0	0	0	0	0	0		

【実績値】

3年度の実績	実績無し
その他	

【居宅訪問型児童発達支援】

【内容】

障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

【対象】

重症心身障がい児などの重度の障がい児であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児。

【計画値】

	30	1	2	3	4	5
利用実人数	1	1	1	1	1	1
人日／月	1	1	1	4	4	4
利用延回数						
利用施設数						

【実績値】

	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	0	0	0	0	0	0	0	1	
人日／月	0	0	0	0	0	0	0	0	
利用延回数	0	0	0	0	0	0	0	1	
利用施設数	0	0	0	0	0	0	0	1	

【実績値】

	27	28	29	30	1	2	3	4	5	平均伸び率
利用実人数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
人日／月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
利用延回数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
利用施設数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3年度の実績

利用実人数は1名であり、利用も1回のみである。

その他

【障がい児相談支援】

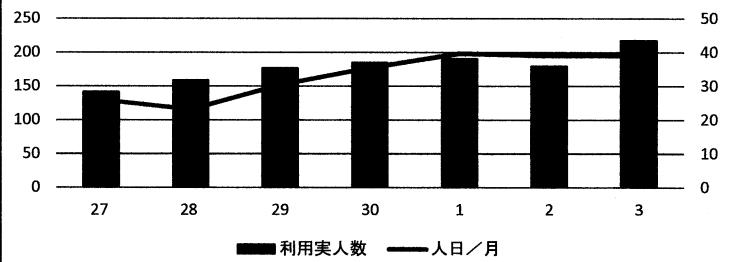
【内容】

障がい児通所支援を利用する際に、サービス利用にかかる計画作成、利用調整などの支援を行います。

【対象】

障がい児。

障がい児相談支援



【計画値】

	30	1	2	3	4	5
利用実人数						
人日／月	28	29	30	19	20	22
利用日数						
利用施設数						

【実績値】

	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	142	159	177	185	191	180	218		
人日／月	26	23	30	36	40	39	39		
利用延回数	312	278	365	426	476	466	464		
利用施設数	9	9	8	9	10	10	12		

【実績値】

	27	28	29	30	1	2	3	平均伸び率
利用実人数	—	112.0%	111.3%	104.5%	103.2%	94.2%	121.1%	107.7%
人日／月	—	89.1%	131.3%	116.7%	111.7%	98.3%	100.0%	107.9%
利用延回数	—	89.1%	131.3%	116.7%	111.7%	97.9%	99.6%	107.7%
利用施設数	—	100.0%	88.9%	112.5%	111.1%	100.0%	120.0%	105.4%

3年度の実績

月の利用実人数は計画値を上回っている。前年度比で利用実人数は38人増、利用延べ回数は2回減となっている。

その他

【医療的ケア児支援】

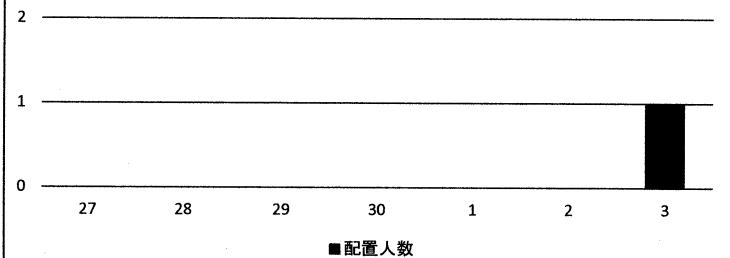
【内容】

医療的ケア児に対し、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を行います。

【対象】

障がい児。

医療的ケア児支援



【計画値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
配置人数				1	1	1	1	1	1

【実績値】	27	28	29	30	1	2	3	4	5
利用実人数	0	0	0	0	0	0	1		

	27	28	29	30	1	2	3	4	平均伸び率
利用実人数	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3年度の実績	令和3年度より、発達支援室に1名配置している。
その他	

酒田所管内(酒田市、庄内町、遊佐町)の障害者の状況

ハローワーク酒田

1 障害者求職登録状況(令和4年6月末)

部位別 区分	合計	身体障害者		知的障害者		精神障害者		その他の障害者	
			割合		割合		割合		割合
有効中	(17.1)	63	(13.3)	38	(14.1)	67	(24.5)	17	(27.4)
就業中	(62.7)	307	(64.6)	186	(69.1)	147	(53.8)	37	(59.7)
保留中	(20.1)	105	(22.1)	45	(16.7)	59	(21.6)	8	(12.9)
合 計	12.4%		7.1%		21.7%		33.1%		-

・有効中は求職中の者、就業中は就職・自営等、保留中は病気等で一時的に求職していない者

・合計の割合は、手帳所持者のうち当所に障害者登録している者の割合

・「その他の障害者」は、難治性疾患患者・発達障害・高次脳機能障害等のうち障害者手帳非所持者

・()は、登録者のうち有効中・就業中・保留中の割合

2 障害者手帳有効件数(令和4年3月末) (資料出所:酒田市・庄内町・遊佐町)

部位別 区分	合計	身体障害者		知的障害者		精神障害者	
			割合		割合		割合
酒田市	(73.7)	4,926	(73.9)	907	(73.0)	606	(73.5)
庄内町	(15.6)	1,021	(15.3)	195	(15.7)	149	(18.1)
遊佐町	(10.6)	720	(10.8)	140	(11.3)	69	(8.4)
合 計	100.0%		76.3%		14.2%		9.4%

・総数で、高齢者・年少者を含む。対前年比、合計で▲0.98%、身体▲1.9%、知的1.7%、精神3.5%

3 民間企業の障害者雇用率(各年度6月1日)

項目 年度	企業数	常用労 働者数	基礎労 働者数	障害者 数(カウント)	雇 用 率			雇用率達成企業	
					酒田所	山形県	全国	企業数	達成割合
28年度	112	16,923	15,872.0	338.5	2.13	1.96	1.92	73	65.18%
29年度	109	16,633	15,616.0	350.5	2.24	2.03	1.97	72	66.06%
30年度	127	17,322.5	16,395.5	377.0	2.30	2.06	2.05	75	59.06%
元年度	125	16,936	15,982.0	369.5	2.31	2.09	2.11	76	60.80%
2年度	123	16,732	15,791.5	357.0	2.26	2.11	2.15	75	61.00%
3年度	131	16,539.5	15,558.5	332.5	2.14	2.11	2.20	74	56.50%

・対象企業は、管内に本社のある法人で基礎労働者数が25~29年度までは50人以上、30年度からは45.5人以上

・基礎労働者数は、常用労働者数から除外率を控除した数

・対象労働者は、週の労働時間が20H以上~30H未満を0.5人として算定

4 安定所紹介による就職状況(令和4年6月末)

男女別 部位別	合計			男		女	
		うち重度	割合		うち重度		うち重度
身体障害者	1	1	20.0%	1	1	0	0
知的障害者	2	0	40.0%	1	0	1	0
精神障害者	2	-	40.0%	2	-	0	-
他の障害者	0		0.0%	0		0	
合 計	5	1	100.0%	4	1	1	0

・重度は身体で1・2級(3級重複)、知的はA又はBのうち指定機関で重度判定を受けた者

・障害を非開示(クローズ)で紹介し採用された者を含む

令和3年度(4月～3月) 相談支援事業所 あおぞら 相談支援件数表(酒田市)

月	延べ件数	障がい種別								支援方法								支援内容															
		18歳以上	18歳未満	身体	知的	精神	癡達	高次脳機能	その他	計	訪問	来所	同行	電話	Eメール	個別支援会議	関係機関	その他	計	福祉サービス	障がい症状理解	健康医療	保育教育	家族人間関係	家計経済	生活技術	就労	社会参加余暇活動	権利擁護	その他	計		
4	23	2	2	0	10	12	1	0	0	25	5	6	4	37	0	0	43	0	95	56	1	9	19	0	0	8	1	1	0	0	0	95	
5	8	2	0	0	5	5	0	0	0	10	5	2	5	24	0	0	31	0	67	47	2	2	7	0	0	7	2	0	0	0	0	0	67
6	15	2	1	0	6	10	0	0	0	17	2	1	1	25	0	0	22	0	51	9	6	7	9	0	6	12	1	0	0	0	1	51	
7	14	0	0	0	4	10	0	0	0	14	6	2	3	25	0	0	24	0	60	20	3	10	7	0	0	15	1	0	0	0	0	4	60
8	17	2	1	0	8	8	0	0	2	19	5	1	5	16	0	0	19	0	46	27	4	8	1	0	0	6	0	0	0	0	0	0	46
9	11	1	1	0	5	6	0	0	0	12	4	2	1	9	0	0	15	0	31	15	1	3	4	0	0	8	0	0	0	0	0	0	31
10	4	0	0	0	1	3	0	0	0	4	3	1	1	5	0	0	12	0	22	16	0	2	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	22
11	15	3	3	0	6	7	1	0	1	18	3	3	0	16	0	0	26	0	48	30	3	4	5	0	1	3	0	1	0	0	1	48	
12	16	2	1	0	5	9	1	0	2	18	5	3	2	13	0	1	24	0	48	29	1	1	6	0	1	5	1	0	1	0	3	48	
1	16	2	3	0	4	9	0	0	2	18	6	2	1	27	0	0	55	0	91	70	1	5	4	1	0	2	4	0	0	0	4	91	
2	16	2	0	0	10	7	0	0	1	18	2	0	1	20	0	0	19	0	42	23	1	6	3	4	0	1	0	2	0	0	2	42	
3	20	4	3	0	12	8	0	0	1	24	5	2	3	30	0	2	28	1	71	38	7	1	8	2	2	7	1	0	0	0	5	71	
計	175	22	15	0	76	94	3	0	9	197	51	25	27	247	0	3	318	1	672	380	30	58	73	7	10	78	11	4	1	0	20	672	
		197																	672												672		

障がい種別では知的・精神の方に関しては若干の増加。身体の方方が昨年の45件から15件に減少した。支援方法に関しては、前年と比較して相談件数は32件増加。コロナの影響もあり、訪問が減つて電話相談が58件増加した。支援内容に関しては、例年通り福祉サービス利用に関する相談が最も多いのは変わらないが、今年度の傾向としては健康医療や不安解消といった相談が増えており、特に目立ったのが家計経済の相談が昨年の20件から78件に増加している。給付金や年金、借金に関する相談が多くあり、コロナが経済活動に及ぼす影響と考えられる。

令和4年度 庄内障害者就業・生活支援センターの支援実施状況について

令和3年4月～R4年3月

① 障害種別の支援対象障害者（登録者）数（人）

	身体障害	知的障害	精神障害	その他	合計
合計	34	189	118	20	361

② 新規登録者（人）

	身体障害	知的障害	精神障害	その他	合計
	2	25	17	10	54

③ 障害者に対する相談・支援件数（件）

	身体障害	知的障害	精神障害	その他	合計
	116	1,307	887	164	2,474

④ 職場実習のあっせん件数（件）

	身体障害	知的障害	精神障害	その他	合計
	0	12	33	6	51

⑤ 就職件数（件）

	身体障害	知的障害	精神障害	その他	合計
	1	24	10	6	41

⑥ 職場訪問により定着支援を実施した件数（件）

	身体障害	知的障害	精神障害	その他	合計
	20	143	39	0	202

登録者数は、前年度と比較して若干減少。新規登録者については、前年度と大きな変化はみられず。相談・支援件数については、若干の減少あり。コロナの影響により来所相談が減少し、その分、電話やメール等でのご相談が増加。職場実習のあっせん件数としては、前年度と比較して10件増加。「お仕事体験実習」と「就職見極め実習」があり、就職に繋がったケースもあり。就職件数については、7件減少。理由としてはコロナによる求人状況や感染状況に応じて就職活動を控える方もいるためではないかと考えられる。職場訪問による定着支援の件数としては、前年度とほぼ同数。コロナの流行状況を考慮して訪問時期を事業所とご相談し、調整させていただきました。